

千葉県地域防災計画

(令和7年度修正)

(案)

新旧対照表

千葉県地域防災計画（令和7年度修正）（案）

新旧対照表目次

第1編 総 則	P1
第2編 地震・津波編	P4
第3編 風水害等編	P64
第4編 放射性物質事故編	P104
第5編 大規模火災等編	P106
第6編 公共交通等事故編	P117
資料編	P119

○千葉県地域防災計画【第1編 総則】

ページ	修正案	現行
総-2-2	<p>また、東日本大震災において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮が重要とされ、令和6年1月の能登半島地震でもその必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。</p>	<p>また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。</p>
総-2-2	<p>第2章 計画の基本的な考え方 第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点 (略) <u>第4節 平時と災害時を一体として捉えた防災対策の推進</u> <u>災害のために特別な備えを行うのではなく、平時と災害時を問わず施設や物品等を有効に活用する「フェーズフリー」の考え方を踏まえた取組を進めることは、既存の施設や設備を活用した迅速な避難環境の確保など、公助による初動対応の円滑化に資するとともに、家庭での備えを促すなど、自助の強化にもつながるものである。</u> <u>このため、県有施設における再生可能エネルギー導入や耐震化などの取組を進めるほか、県民に対するフェーズフリーの考え方や家庭で出来る取組の普及啓発を図るとともに、民間企業が保有する駐車場や宿泊施設、電気自動車などを災害時に活用するための協定締結を促進する。</u> <u>第5節 計画に基づく施策の推進及び見直し</u></p>	<p>第2章 計画の基本的な考え方 第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点 (略) <u>(新規)</u></p>
総-3-2	<p>第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 【指定地方行政機関】 (関東管区警察局) (略) <u>(千葉行政監視行政相談センター)</u> <u>1 被災者への生活支援情報の提供に関するこ</u> <u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関するこ</u> <u>3 特別行政相談所の開設に関するこ</u></p>	<p>第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 【指定地方行政機関】 (関東管区警察局) (略) <u>(新規)</u></p>
総-3-4	<p>(関東地方測量部) 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関するこ 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関するこ</p>	<p>(関東地方測量部) 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関するこ 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関するこ</p>

ページ	修正案	現行																		
	3 地殻変動の監視に関すること <u>4 災害教訓の伝承に関すること</u>	3 地殻変動の監視に関すること <u>(新規)</u>																		
総-3-6	【指定公共機関】 (福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))、 <u>(一社) AZ-COMネットワーク</u>	【指定公共機関】 (福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))、 <u>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</u>																		
総-3-6	<u>(NTT東日本(株)、(株) NTTドコモ、NTTドコモビジネス(株))</u>	<u>(東日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株))</u>																		
総-3-7	<u>((特非) 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)</u> <u>災害ボランティア団体等の活動支援・活動調整に関すること</u>	<u>(新規)</u>																		
総-3-7	【指定地方公共機関】 京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、小湊鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京葉臨海鉄道(株)、北総鉄道(株)、流鉄(株)、銚子電気鉄道(株)、いすみ鉄道(株)、千葉都市モノレール(株)、東葉高速鉄道(株)、山万(株)、(株)舞浜リゾートライン、芝山鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)	【指定地方公共機関】 京成電鉄(株)、 <u>新京成電鉄(株)</u> 、東武鉄道(株)、小湊鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京葉臨海鉄道(株)、北総鉄道(株)、流鉄(株)、銚子電気鉄道(株)、いすみ鉄道(株)、千葉都市モノレール(株)、東葉高速鉄道(株)、山万(株)、(株)舞浜リゾートライン、芝山鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)																		
総-4-1	第4章 地勢概要等 1 地勢 (2) 地形 表1 千葉県の地勢一覧 (千葉県勢要覧 令和 <u>6</u> 年版) <table border="1"> <tr> <td>面 積</td> <td>5,156.48 k m²</td> <td>(令和6年 <u>10</u>月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>(全国比・順位)</td> <td>1.36% 28位</td> <td>(令和4年10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>海岸線延長</td> <td>531.015km</td> <td>(令和<u>5</u>年3月31日現在)</td> </tr> </table>	面 積	5,156.48 k m ²	(令和6年 <u>10</u> 月1日現在)	(全国比・順位)	1.36% 28位	(令和4年10月1日現在)	海岸線延長	531.015km	(令和 <u>5</u> 年3月31日現在)	第4章 地勢概要等 1 地勢 (2) 地形 表1 千葉県の地勢一覧 (千葉県勢要覧 令和 <u>5</u> 年版) <table border="1"> <tr> <td>面 積</td> <td>5,156.48 k m²</td> <td>(令和6年 <u>7</u>月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>(全国比・順位)</td> <td>1.36% 28位</td> <td>(令和4年10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>海岸線延長</td> <td>531.015km</td> <td>(令和<u>4</u>年3月31日現在)</td> </tr> </table>	面 積	5,156.48 k m ²	(令和6年 <u>7</u> 月1日現在)	(全国比・順位)	1.36% 28位	(令和4年10月1日現在)	海岸線延長	531.015km	(令和 <u>4</u> 年3月31日現在)
面 積	5,156.48 k m ²	(令和6年 <u>10</u> 月1日現在)																		
(全国比・順位)	1.36% 28位	(令和4年10月1日現在)																		
海岸線延長	531.015km	(令和 <u>5</u> 年3月31日現在)																		
面 積	5,156.48 k m ²	(令和6年 <u>7</u> 月1日現在)																		
(全国比・順位)	1.36% 28位	(令和4年10月1日現在)																		
海岸線延長	531.015km	(令和 <u>4</u> 年3月31日現在)																		
総-4-2	表2 主要山岳 <table border="1"> <tr> <td>山 岳 名</td> <td>標 高(m)</td> </tr> </table>	山 岳 名	標 高(m)	主要山岳 <table border="1"> <tr> <td>山 岳 名</td> <td>標 高(m)</td> </tr> </table>	山 岳 名	標 高(m)														
山 岳 名	標 高(m)																			
山 岳 名	標 高(m)																			

ページ	修正案			現行		
	愛宕山	408. <u>0</u>		愛宕山	408. <u>1</u>	
	鹿野山	379		鹿野山	379. <u>0</u>	
	清澄山	377		清澄山	377. <u>0</u>	
	二ツ山	376		二ツ山	376. <u>0</u>	
	御殿山	363. <u>6</u>		御殿山	363. <u>7</u>	
	富山	349. <u>2</u>		富山	349. <u>3</u>	
	石尊山	347. <u>7</u>		石尊山	347. <u>8</u>	
	元清澄山	344. <u>2</u>		元清澄山	344. <u>3</u>	
	八良塚	342		八良塚	342. <u>0</u>	
	御嶽山	341		御嶽山	341. <u>0</u>	
	伊予ヶ岳	336. <u>2</u>		伊予ヶ岳	336. <u>3</u>	
	嶺岡浅間	334. <u>6</u>		嶺岡浅間	334. <u>7</u>	
	高宕山	330		高宕山	330. <u>0</u>	
	鋸山	329.1		鋸山	329.1	
	高鶴山	326		高鶴山	326. <u>0</u>	
	鬼泪山	319. <u>1</u>		鬼泪山	319. <u>2</u>	
	経塚山	310. <u>4</u>		経塚山	310.5	
総-4-6	第4章 地勢概要等 3 気象 <u>平野の多い</u> 北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差のみられることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では1, 400mm前後であるが、南部では約2, 100mmと多くなっている。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300m程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。			第4章 地勢概要等 3 気象 <u>関東平野に連なる</u> 北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差のみられることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では1, 400mm前後であるが、南部では約2, 100mmと多くなっている。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300m程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。		
総-4-6	一方、風については、全県的に秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。			一方、風については、全県的に秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、 <u>北部の内陸部</u> では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。		

○千葉県地域防災計画【第2編 地震・津波編】

ページ	修正案	現行																
地-1-2	<p>第1章 総則 第1節 地震・津波対策の基本的視点 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。 これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも十分に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。</p>	<p>第1章 総則 第1節 地震・津波対策の基本的視点 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。 これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風間に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。</p>																
地-2-3	<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村） 県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村） 県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。</p>																
地-2-4	<p>3 防災広報の充実 (1) 自らの身を守るための知識 テ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備</p>	<p>3 防災広報の充実 (1) 自らの身を守るための知識 テ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</p>																
地-2-6	<p>(4) 広報媒体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災機関名</th> <th>媒 体</th> <th>対 象</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本 本㈱</td> <td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車 広報紙等</td> <td>一般県民</td> <td>◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例:災害用伝言ダイヤル 171) 他</td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒 体	対 象	内 容	NTT東日本 本㈱	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例:災害用伝言ダイヤル 171) 他	<p>(4) 広報媒体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災機関名</th> <th>媒 体</th> <th>対 象</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信 電話㈱</td> <td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車 広報紙等</td> <td>一般県民</td> <td>◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例:災害用伝言ダイヤル 171) 他</td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒 体	対 象	内 容	東日本電信 電話㈱	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例:災害用伝言ダイヤル 171) 他
防災機関名	媒 体	対 象	内 容															
NTT東日本 本㈱	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例:災害用伝言ダイヤル 171) 他															
防災機関名	媒 体	対 象	内 容															
東日本電信 電話㈱	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例:災害用伝言ダイヤル 171) 他															
地-2-8	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村） (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 自主防災組織の活動形態</p>	<p>自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村） (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 自主防災組織の活動形態</p>																

ページ	修正案		現行								
	<p style="text-align: center;">平時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 		<p style="text-align: center;">平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 								
地-2-11	<p>5 防災訓練の充実（全庁、市町村）</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p>主な機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。</p> <p>各機関の訓練内容は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主 催</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>N T T 東日本(株)</u></td> <td> <p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信を確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 <p>2 実施回数</p> </td></tr> </tbody> </table>	主 催	内 容	<u>N T T 東日本(株)</u>	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信を確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 <p>2 実施回数</p>	<p>5 防災訓練の充実（全庁、市町村）</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p>主な機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。</p> <p>各機関の訓練内容は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主 催</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東日本電信電話(株)</u></td> <td> <p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信を確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 <p>2 実施回数</p> </td></tr> </tbody> </table>	主 催	内 容	<u>東日本電信電話(株)</u>	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信を確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 <p>2 実施回数</p>	
主 催	内 容										
<u>N T T 東日本(株)</u>	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信を確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 <p>2 実施回数</p>										
主 催	内 容										
<u>東日本電信電話(株)</u>	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信を確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 <p>2 実施回数</p>										

ページ	修正案				現行																																																											
		年1回以上				年1回以上																																																										
地-2-13	6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部） （1）地震に関する観測 県内地震観測点数				6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部） （1）地震に関する観測 県内地震観測点数																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>強震計</th> <th>計測震度計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県</td> <td>12</td> <td>(74) 74</td> <td>(74) 86</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人防災科学技術研究所</td> <td><u>(削除)</u> 42</td> <td></td> <td><u>(削除)</u> 42</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td></td> <td>(2) 20</td> <td>(2) 20</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td></td> <td>(4) 4</td> <td>(4) 4</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td></td> <td>(1) 1</td> <td>(1) 1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>(削除)</u> 54</td> <td>(81) 99</td> <td><u>(81)</u> 153</td> </tr> </tbody> </table>		強震計	計測震度計	計	千葉県	12	(74) 74	(74) 86	国立研究開発法人防災科学技術研究所	<u>(削除)</u> 42		<u>(削除)</u> 42	気象庁		(2) 20	(2) 20	千葉市		(4) 4	(4) 4	松戸市		(1) 1	(1) 1	計	<u>(削除)</u> 54	(81) 99	<u>(81)</u> 153			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>強震計</th> <th>計測震度計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県</td> <td>12</td> <td>(74) 74</td> <td>(74) 86</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人防災科学技術研究所</td> <td><u>(1)</u> 42</td> <td></td> <td><u>(1)</u> 42</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td></td> <td>(2) 20</td> <td>(2) 20</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td></td> <td>(4) 4</td> <td>(4) 4</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td></td> <td>(1) 1</td> <td>(1) 1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>(1)</u> 54</td> <td>(81) 99</td> <td><u>(82)</u> 153</td> </tr> </tbody> </table>		強震計	計測震度計	計	千葉県	12	(74) 74	(74) 86	国立研究開発法人防災科学技術研究所	<u>(1)</u> 42		<u>(1)</u> 42	気象庁		(2) 20	(2) 20	千葉市		(4) 4	(4) 4	松戸市		(1) 1	(1) 1	計	<u>(1)</u> 54	(81) 99	<u>(82)</u> 153				
	強震計	計測震度計	計																																																													
千葉県	12	(74) 74	(74) 86																																																													
国立研究開発法人防災科学技術研究所	<u>(削除)</u> 42		<u>(削除)</u> 42																																																													
気象庁		(2) 20	(2) 20																																																													
千葉市		(4) 4	(4) 4																																																													
松戸市		(1) 1	(1) 1																																																													
計	<u>(削除)</u> 54	(81) 99	<u>(81)</u> 153																																																													
	強震計	計測震度計	計																																																													
千葉県	12	(74) 74	(74) 86																																																													
国立研究開発法人防災科学技術研究所	<u>(1)</u> 42		<u>(1)</u> 42																																																													
気象庁		(2) 20	(2) 20																																																													
千葉市		(4) 4	(4) 4																																																													
松戸市		(1) 1	(1) 1																																																													
計	<u>(1)</u> 54	(81) 99	<u>(82)</u> 153																																																													
地-2-18	第2節 津波災害予防対策 4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （3）市町村の津波避難体制の確立 イ 住民等の避難誘導体制 （ウ）避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、 <u>平時</u> より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。			第2節 津波災害予防対策 4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （3）市町村の津波避難体制の確立 イ 住民等の避難誘導体制 （ウ）避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、 <u>平常時</u> より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。																																																												

ページ	修正案	現行																		
地-2-29	<p>第3節 火災等予防対策 3 防災空間の整備・拡大（県土整備部） （2）都市公園の整備 都市公園の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>箇所数</th><th>面積(ha)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和7年度当初現在)</td><td>15</td><td>479.1</td></tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和7年度当初現在)</td><td><u>7,692</u></td><td><u>3950.7</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	箇所数	面積(ha)	県立都市公園 (令和7年度当初現在)	15	479.1	市町村立都市公園等 (令和7年度当初現在)	<u>7,692</u>	<u>3950.7</u>	<p>第3節 火災等予防対策 3 防災空間の整備・拡大（県土整備部） （2）都市公園の整備 都市公園の整備状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>箇所数</th><th>面積(ha)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和6年度当初現在)</td><td>15</td><td>479.1</td></tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和6年度当初現在)</td><td><u>7,651</u></td><td><u>3944.5</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	箇所数	面積(ha)	県立都市公園 (令和6年度当初現在)	15	479.1	市町村立都市公園等 (令和6年度当初現在)	<u>7,651</u>	<u>3944.5</u>
区分	箇所数	面積(ha)																		
県立都市公園 (令和7年度当初現在)	15	479.1																		
市町村立都市公園等 (令和7年度当初現在)	<u>7,692</u>	<u>3950.7</u>																		
区分	箇所数	面積(ha)																		
県立都市公園 (令和6年度当初現在)	15	479.1																		
市町村立都市公園等 (令和6年度当初現在)	<u>7,651</u>	<u>3944.5</u>																		
地-2-34	<p>2 建築物等の耐震対策 （2）教育施設の耐震化 ア 県立学校・小中学校施設の耐震化の推進 今後は、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、<u>内外装材等非構造部材の落下防止を含めた</u>耐震対策を進める。</p>	<p>2 建築物等の耐震対策 （2）教育施設の耐震化 ア 県立学校・小中学校施設の耐震化の推進 今後は、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、<u>吊り天井等非構造部材の耐震対策を進める。</u></p>																		
地-2-36	<p>3 ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、企業局） （1）水道施設 オ 県営水道の施設整備計画 （略） <u>力 代替水源の確保</u> <u>市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>3 ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、企業局） （1）水道施設 オ 県営水道の施設整備計画 （略） <u>（新規）</u></p>																		

ページ	修正案				現行				
地-2-41	第5節 建築物の耐震化等の推進 4 道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部） (5) 鉄道施設等 ア 現況 令和7年4月1日現在				第5節 建築物の耐震化等の推進 4 道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部） (5) 鉄道施設等 ア 現況 令和5年4月1日現在				
No.	事業者名	路線名	県内営業km	駅数	No.	事業者名	路線名	県内営業km	駅数
1	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	23.9	10	1	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	23.9	10
		總武線	24.6	13			總武線	24.6	13
		武藏野線	17.4	5			武藏野線	17.4	5
		京葉線	42.5	11			京葉線	42.5	11
		總武本線	81.3	21			總武本線	81.3	21
		外房線	93.3	26			外房線	93.3	26
		内房線	119.4	28			内房線	119.4	28
		成田線	119.1	24			成田線	119.1	24
		東金線	13.8	3			東金線	13.8	3
		久留里線	32.2	13			久留里線	32.2	13
		鹿島線	4.9	1			鹿島線	4.9	1
J R 合計			572.4	155	J R 合計			572.4	155
2	京成電鉄(株)	京成本線	53.1	30	2	京成電鉄(株)	京成本線	53.1	30
		京成千葉線	12.9	9			京成千葉線	12.9	9
		京成千原線	10.9	5			京成千原線	10.9	5
		京成東成田線	7.1	1			京成東成田線	7.1	1
		成田空港線	49.4	5			成田空港線	49.4	5
		京成松戸線	26.5	24			小計	133.4	50
		小計	159.9	74			東武野田線	40.6	23
3	東武鉄道(株)	東武野田線	40.6	23	4	小湊鉄道(株)	小湊鉄道線	39.1	18
4	小湊鉄道(株)	小湊鉄道線	39.1	18	5	いすみ鉄道(株)	いすみ線	26.8	14
6	北総鉄道(株)	北総線	30.3	13	6	新京成電鉄(株)	新京成線	26.5	24
7	東京地下鉄(株)	東西線	8.6	6	7	北総鉄道(株)	北総線	30.3	13
8	銚子電気鉄道(株)	銚子電気鉄道線	6.4	10	8	東京地下鉄(株)	東西線	8.6	6
9	流鉄(株)	流山線	5.7	6	9	銚子電気鉄道(株)	銚子電気鉄道線	6.4	10
10	東京都交通局	都営新宿線	1.9	1	10	流鉄(株)	流山線	5.7	6
					11	東京都交通局	都営新宿線	1.9	1

ページ	修正案					現行																																															
	11	京葉臨海鉄道(株)	臨海本線	23.8	9	12	京葉臨海鉄道(株)	臨海本線	23.8	9																																											
	12	東葉高速鉄道(株)	東葉高速鉄道	16.2	9	13	東葉高速鉄道(株)	東葉高速鉄	16.2	9																																											
	13	千葉都市モノレール(株)	千葉都市モノレール線	15.2	18	14	千葉都市モノレール(株)	千葉都市モノレール線	15.2	18																																											
	14	芝山鉄道(株)	芝山鉄道線	2.2	2	15	芝山鉄道(株)	芝山鉄道線	2.2	2																																											
	15	山万(株)	山万ユーカリが丘線	4.1	6	16	山万(株)	山万ユーカリが丘線	4.1	6																																											
	16	舞浜リゾートライン	ディズニーリゾートライン	5.0	4	17	舞浜リゾートライン	ディズニーリゾートライン	5.0	4																																											
	17	首都圏新都市鉄道(株)	つくばエクスプレス線	13.5	5	18	首都圏新都市鉄道(株)	つくばエクスプレス線	13.5	5																																											
	民鉄線等計			399.3	218	民鉄線等計			399.3	218																																											
	合計			971.7	372	合計			971.7	372																																											
	※京成本線、北総線への乗り入れ部分を含む。 ※北総線については千葉ニュータウン鉄道(株)を含む。																																																				
	※京成本線、北総線への乗り入れ部分を含む。 (新規)																																																				
地-2-43	5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部） (1) 港湾施設の整備 耐震強化岸壁（供用中）																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁</td> <td>15000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区 船橋中央ふ頭南E岸壁</td> <td>30000D/W</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>2</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山港宮城地区 第1岸壁</td> <td>2000D/W</td> <td>5.5</td> <td>1</td> <td>90</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁	15000D/W	7.5	1	130		千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港葛南中央地区 船橋中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240		千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260		木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130		館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90		※ D/W : 重量トン				
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁	15000D/W	7.5	1	130																																																	
千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																	
千葉港葛南中央地区 船橋中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																	
千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260																																																	
木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																	
館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90																																																	
	耐震強化岸壁（今後の整備予定）																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南E岸壁</td> <td>30000D/W</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>2</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山港宮城地区 第1岸壁</td> <td>2000D/W</td> <td>5.5</td> <td>1</td> <td>90</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240		千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260		木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130		館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90		※ D/W : 重量トン				
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																	
千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																	
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																	
千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260																																																	
木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																	
館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90																																																	
	耐震強化岸壁（今後の整備予定）																																																				

ページ	修正案	現行																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>対象船舶 ※</th><th>水深(m)</th><th>バース数</th><th>延長(m)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 出洲ふ頭D岸壁</td><td>10000D/W</td><td>9.0</td><td>1</td><td>220</td><td>整備中</td></tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 中央ふ頭E岸壁</td><td>60000GT</td><td>12.0</td><td>1</td><td>260</td><td></td></tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 中央ふ頭G岸壁</td><td>23000D/W</td><td>12.0</td><td>1</td><td>230</td><td></td></tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 中央ふ頭H岸壁</td><td>50000D/W</td><td>14.0</td><td>1</td><td>330</td><td></td></tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁</td><td>15000D/W</td><td>10.0</td><td>1</td><td>170</td><td></td></tr> <tr> <td>木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁</td><td>30000D/W</td><td>12.0</td><td>1</td><td>240</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ D/W : 重量トン ※ GT : グロストン</p>	施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区 出洲ふ頭D岸壁	10000D/W	9.0	1	220	整備中	千葉港千葉中央地区 中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260		千葉港千葉中央地区 中央ふ頭G岸壁	23000D/W	12.0	1	230		千葉港千葉中央地区 中央ふ頭H岸壁	50000D/W	14.0	1	330		千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	15000D/W	10.0	1	170		木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>対象船舶 ※</th><th>水深(m)</th><th>バース数</th><th>延長(m)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新規)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区 中央ふ頭E岸壁</td><td>60000GT</td><td>12.0</td><td>1</td><td>260</td><td></td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁</td><td>12000D/W</td><td>10.0</td><td>1</td><td>170</td><td></td></tr> <tr> <td>木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁</td><td>30000D/W</td><td>12.0</td><td>1</td><td>240</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ D/W : 重量トン ※ GT : グロストン</p>	施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	(新規)						千葉港千葉中央地区 中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260		(新規)						(新規)						千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	12000D/W	10.0	1	170		木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240	
施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																	
千葉港千葉中央地区 出洲ふ頭D岸壁	10000D/W	9.0	1	220	整備中																																																																																	
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260																																																																																		
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭G岸壁	23000D/W	12.0	1	230																																																																																		
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭H岸壁	50000D/W	14.0	1	330																																																																																		
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	15000D/W	10.0	1	170																																																																																		
木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																																																		
施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																	
(新規)																																																																																						
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260																																																																																		
(新規)																																																																																						
(新規)																																																																																						
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	12000D/W	10.0	1	170																																																																																		
木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																																																		
地-2-48	<p>第6節 液状化災害予防対策</p> <p>3 液状化対策の広報・周知 (総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、企業局)</p> <p>(3) 建築物の液状化対策に関する知識・技術の向上 <u>「建築物の液状化対策」の資料をホームページで公表し、隨時閲覧してもらうことにより、建築技術者等の液状化対策に関する知識・技術の向上を図る。</u></p>	<p>第6節 液状化災害予防対策</p> <p>3 液状化対策の広報・周知 (総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、企業局)</p> <p>(3) 建築物の液状化対策講習会の開催 <u>建築技術者等を対象に液状化対策に関する知識・技術の向上を図るため、「建築物の液状化対策講習会」を開催する。</u></p>																																																																																				
地-2-51	<p>第7節 土砂災害等予防対策</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策</p> <p>(6) 国土保全事業の推進 才 宅地造成地災害対策 (ア) 規制区域の指定等 宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。 また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るために、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づき宅地造成等工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。</p> <p><資料編8-12 宅地造成等工事規制区域></p>	<p>第7節 土砂災害等予防対策</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策</p> <p>(6) 国土保全事業の推進 才 宅地造成地災害対策 (ア) 規制区域の指定等 宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。 また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るために、<u>宅地造成等規制法</u>に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。</p> <p><資料編8-12 宅地造成等工事規制区域一覧表></p>																																																																																				

ページ	修正案	現行
	<p>(イ) 宅地造成工事の指導 (略)</p> <p>c 宅地造成の工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。</p>	<p>(イ) 宅地造成工事の指導 (略)</p> <p>c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。</p>
地-2-55	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、<u>平時</u>から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に<u>平時</u>から名簿情報を提供し共有する。</p>	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、<u>平常時</u>から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に<u>平常時</u>から名簿情報を提供し共有する。</p>
地-2-57	<p>(3) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>(ア) 作成に係る方針及び体制等</p> <p>市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、<u>平時</u>から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</p>	<p>(3) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>(ア) 作成に係る方針及び体制等</p> <p>市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、<u>平常時</u>から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</p>

ページ	修正案	現行
	<p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に<u>平時</u>から個別避難計画を提供し共有する。</p> <p>（略）</p> <p>エ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</p> <p>（略）</p> <p>カ <u>県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>キ 県は、市町村における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</p>	<p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に<u>平常時</u>から個別避難計画を提供し共有する。</p> <p>（略）</p> <p>エ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>カ 県は、市町村における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</p>
地-2-60	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（1）県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>（ア）無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、<u>銚子地方気象台</u>、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>267</u>機関に無線設備を設置している。</p> <p>（イ）（略）</p> <p>　b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、<u>銚子地方気象台</u>、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（1）県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>（ア）無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、<u>気象官署</u>、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>258</u>機関に無線設備を設置している。</p> <p>（イ）（略）</p> <p>　b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>
地-2-62	<p>（2）国が整備する通信設備</p> <p>ア 気象庁は、確実な<u>警報事項の通知</u>のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>	<p>（2）国が整備する通信設備</p> <p>ア 気象庁は、確実な<u>緊急地震速報の発表</u>のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>

ページ	修正案	現行
地-2-62	<p>(4) 防災情報システムの整備</p> <p>イ 防災情報システムの機能概要</p> <p>(ア) 被害情報処理機能</p> <p>専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接システムに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。</p>	<p>(4) 防災情報システムの整備</p> <p>イ 防災情報システムの機能概要</p> <p>(ア) 被害情報処理機能</p> <p>専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。</p>
地-2-64	<p>5 <u>N T T 東日本</u>千葉事業部における災害通信施設の整備</p> <p><u>N T T 東日本</u>千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。</p>	<p>5 <u>東日本電信電話</u>千葉事業部における災害通信施設の整備</p> <p><u>東日本電信電話</u>千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。</p>
地-2-65	<p>11 アマチュア無線の活用</p> <p>このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、<u>平時</u>から連携強化に努めるものとする。</p>	<p>11 アマチュア無線の活用</p> <p>このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、<u>平常時</u>から連携強化に努めるものとする。</p>
地-2-66	<p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム (B-PLo)</u>を活用し、<u>施設 (備蓄倉庫・物資拠点・避難所)</u>ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>オ 市町村における備蓄状況について、年に1回、広く住民に対し公表するものとする。</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>オ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム (B-PLo)</u>を活用し、<u>施設 (備蓄倉庫)</u>ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>カ 県における備蓄状況について、年に1回、広く住民に対し公表するものとする。</p>	<p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>オ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
地-2-67	<p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備</p> <p>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、<u>平時</u>から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努め</p>	<p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備</p> <p>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、<u>平常時</u>から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努め</p>

ページ	修正案	現行																
	るものとする。	るものとする。																
地-2-67	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <table border="1"> <tr> <td>備蓄数量</td> <td>備 蓄 場 所</td> </tr> <tr> <td>3 セット</td> <td>習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）</td> </tr> <tr> <td>2 セット</td> <td>県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）</td> </tr> <tr> <td>1 セット</td> <td>市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </table>	備蓄数量	備 蓄 場 所	3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）	2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）	1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p style="text-align: right;">(令和5年1月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>備蓄数量</td> <td>備 蓄 場 所</td> </tr> <tr> <td>3 セット</td> <td>習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）</td> </tr> <tr> <td>2 セット</td> <td>県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）</td> </tr> <tr> <td>1 セット</td> <td>市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </table>	備蓄数量	備 蓄 場 所	3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）	2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）	1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター
備蓄数量	備 蓄 場 所																	
3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）																	
2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）																	
1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター																	
備蓄数量	備 蓄 場 所																	
3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）																	
2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）																	
1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター																	
地-2-69	<p>第11節 防災施設の整備 2 防災センターの整備（防災危機管理部） 県は、<u>平時</u>における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>展示施設等</td> <td>地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、<u>(削除)</u>、灾害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等</td> </tr> </table>	展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>(削除)</u> 、灾害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等	<p>第11節 防災施設の整備 2 防災センターの整備（防災危機管理部） 県は、<u>平常時</u>における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>展示施設等</td> <td>地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、<u>ダイヤルQ&A</u>、灾害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等</td> </tr> </table>	展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>ダイヤルQ&A</u> 、灾害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等												
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>(削除)</u> 、灾害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等																	
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>ダイヤルQ&A</u> 、灾害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等																	
地-2-70	<p>4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村） 市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難<u>生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和<u>6年12月改定</u>）、「災害時における避難所運営等の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p>	<p>4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村） 市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難<u>所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和4年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p>																
地-2-71	<p>(2) 指定避難所の指定等 イ 指定避難所等の整備等 (略) (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐</p>	<p>(2) 指定避難所の指定等 イ 指定避難所の整備等 (略) (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐</p>																

ページ	修正案	現行
	<p>震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、<u>平時</u>から指定避難所<u>等</u>の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所<u>等</u>の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(イ) 避難所<u>となる</u>建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) (略)</p> <p>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、<u>平時</u>からその周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(セ) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(タ) 市町村及び各指定避難所<u>等</u>の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>(チ) 県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p>	<p>震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、<u>平常時</u>から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(イ) 避難所<u>に指定した</u>建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) (略)</p> <p>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、<u>平常時</u>からその周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(セ) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p> <p>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>(新規)</p>

ページ	修正案	現行
	<p>(ツ) (略)</p> <p>(元) 県及び市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(上) (略)</p>	<p>(チ) (略)</p> <p>(ツ) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(元) (略)</p>
地-2-73	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制（全庁、市町村）</p> <p>(2) 安否確認手段の普及・啓発</p> <p>一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、X（旧：ツイッター）・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、<u>平時</u>から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制（全庁、市町村）</p> <p>(2) 安否確認手段の普及・啓発</p> <p>一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、X（旧：ツイッター）・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、<u>平常時</u>から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>
地-2-75	<p>5 関係機関と連携した取組み（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）</p> <p>ア <u>平時</u>から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>6 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み</p> <p>大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、<u>平時</u>から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。</p>	<p>5 関係機関と連携した取組み（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）</p> <p>ア <u>平常時</u>から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>6 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み</p> <p>大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、<u>平常時</u>から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。</p>
地-2-77	<p>(12) 燃料の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給につ</p>	<p>(12) 燃料の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給につ</p>

ページ	修正案	現行												
	<p>いて協定の締結を推進するとともに、<u>平時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>	<p>いて協定の締結を推進するとともに、<u>平常時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>												
地-2-78	<p>3 市町村の業務継続計画</p> <p>(2) 策定に係る重要 6 要素</p> <p>ウ 電気・水・食料等の確保</p> <p>○非常時の電源確保について、代替エネルギー・システムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、<u>平時</u>から点検、訓練等に努めるものとする。（停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）</p>	<p>3 市町村の業務継続計画</p> <p>(2) 策定に係る重要 6 要素</p> <p>ウ 電気・水・食料等の確保</p> <p>○非常時の電源確保について、代替エネルギー・システムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、<u>平常時</u>から点検、訓練等に努めるものとする。（停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）</p>												
地-3-4	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 情報収集体制</p> <p>気象庁が県内の震度観測点で震度 4 を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき又は県内で<u>長周期地震動階級</u> 3 以上が観測されたときは、防災対策課、関係部局及び関係出先機関は、次の措置を講ずる。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 情報収集体制</p> <p>気象庁が県内の震度観測点で震度 4 を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき又は県内で長周期地震動の階級 3 以上が観測されたときは、防災対策課、関係部局及び関係出先機関は、次の措置を講ずる。</p>												
地-3-5	<p>(2) 県災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長</td> <td></td> </tr> </table>	本部	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長		<p>(2) 県災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>本部</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長</td> <td></td> </tr> </table>	本部	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長	
本部	事務局長	防災危機管理部次長												
事務局次長	危機管理政策課長													
本部	事務局長	防災危機管理部次長												
事務局次長	危機管理政策課長													

ページ	修正案				現行					
	事務局		防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長		事務局		防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長			
		事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			
地-3-6		部 健 康 福 祉 部 (千葉県保健医療福祉調整本部)					部 健 康 福 祉 部			
地-3-6	(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、 <u>避難者対応班</u> 、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務ができるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。				(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、 <u>住家被害対応班</u> 、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務ができるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。					
地-3-8	<u>(3) 災害対策本部廃止後の対応</u>				(新規)					

ページ	修正案	現行																
	<p><u>災害復旧支援体制</u> <u>防災危機管理部長は、災害対策本部廃止後、復旧に係る支援等が継続して行われている場合等、全庁的な連携が引き続き必要と認めるとときは、災害復旧支援体制を配備し、以下の業務を所掌する。</u></p> <p>(ア) 被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集 (イ) 各種災害対応や支援状況等に関する連絡調整 (ウ) その他必要な業務に関する情報共有 (エ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)を実施するための会議の開催</p> <p>(4) 県応急対策本部 (略)</p> <p>(5) 職員の配備 (略)</p> <p>(6) 職員の動員</p>	<p>(3) 県応急対策本部 (略)</p> <p>(4) 職員の配備 (略)</p> <p>(5) 職員の動員</p>																
地-3-9	<p>(4) 県応急対策本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本 部 事 務 局</th> <th>事務局長</th> <th>防災危機管理部次長</th> </tr> <tr> <th>事務局職員</th> <th>統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班				<p>(3) 県応急対策本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本 部 事 務 局</th> <th>事務局長</th> <th>防災危機管理部次長</th> </tr> <tr> <th>事務局職員</th> <th>統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			
本 部 事 務 局	事務局長		防災危機管理部次長															
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班																
本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長																
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班																
地-3-10	<p>(5) 職員の配備</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備 地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> </table>	配備	配備基準	配備内容	配備を要する課等	<p>(4) 職員の配備</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備 地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> </table>	配備種	配備基準	配備内容	配備を要する課等								
配備	配備基準	配備内容	配備を要する課等															
配備種	配備基準	配備内容	配備を要する課等															

ページ	修正案				現行			
	種別	容			別			
情報収集体制	1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備） 4 県内で <u>長周期地震動階級</u> 3以上が観測されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本序】 防災対策課（※4） 【出先機関】 地域振興事務所（配備基準2, 3が該当）（※3）		1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備） 4 県内で <u>長周期地震動の階級</u> 3以上が観測されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本序】 防災対策課（※4） 【出先機関】 地域振興事務所（配備基準2, 3が該当）（※3）	
災害即応体制	1 県内で震度5弱（自動配備）。 2 県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。 3 東海地震注意情報（自動配備） 4 その他、被	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌	【本序】（※3） 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 健康福祉指導課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 水質保全課 経済政策課 農林水産政策課		1 県内で震度5弱（自動配備）。 2 県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。 3 東海地震注意情報（自動配備）	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、	【本序】（※3） 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 健康福祉指導課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 水質保全課 経済政策課 農林水産政策課	

ページ	修正案				現行				
	<p>害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p> <p>なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。</p> <p>この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>団体指導課 担い手支援課 耕地課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 <u>宅地安全課</u> 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】(※3) 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 一宮川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 病院局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>		<p>4 その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	<p>あらかじめ各課等において定める。 なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。</p> <p>この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>団体指導課 担い手支援課 耕地課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 <u>都市計画課</u> 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】(※3) 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 一宮川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 病院局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>	<p>地-3-18</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） (4) 救助の種類</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） (4) 救助の種類</p>

ページ	修正案	現行																		
	<p>災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。</p> <p>ア 災害が発生した場合の救助</p> <p>(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(エ) 医療及び助産</p> <p>(オ) 被災者の救出</p> <p>(カ) 福祉サービスの提供</p> <p>(キ) 被災した住宅の応急修理</p> <p>(ク) 学用品の給与</p> <p>(ケ) 埋葬</p> <p>(コ) 死体の搜索及び処理</p> <p>(サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。</p> <p>ア 災害が発生した場合の救助</p> <p>(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(エ) 医療及び助産</p> <p>(オ) 被災者の救出</p> <p>(新規)</p> <p>(カ) 被災した住宅の応急修理</p> <p>(キ) 学用品の給与</p> <p>(ク) 埋葬</p> <p>(ケ) 死体の搜索及び処理</p> <p>(コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>																		
地-3-21	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制（全庁）</p> <p>(2) 通信連絡手段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方</th> <th>法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、<u>NTT東日本</u>の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</td> <td>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、<u>東日本電信電話</u>の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</td> <td>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	方	法	県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>NTT東日本</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>東日本電信電話</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。		2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。	2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制（全庁）</p> <p>(2) 通信連絡手段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方</th> <th>法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、<u>東日本電信電話</u>の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</td> <td>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、<u>東日本電信電話</u>の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</td> <td>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	方	法	県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>東日本電信電話</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>東日本電信電話</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。		2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。	2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。
区分	方	法																		
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>NTT東日本</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>東日本電信電話</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。																		
	2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。	2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。																		
区分	方	法																		
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>東日本電信電話</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、 <u>東日本電信電話</u> の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。																		
	2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。	2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。																		

ページ	修正案	現行
地-3-22	<p>(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」</p> <p>ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめNTT東日本(株)に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。</p> <p>イ 非常・緊急電報 非常電報又は緊急電報を発信するときは、NTT東日本(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用</p> <p>イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 (才) NTT東日本（株）通信施設</p>	<p>(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」</p> <p>ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。</p> <p>イ 非常・緊急電報 非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用</p> <p>イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 (才) 東日本電信電話（株）通信施設</p>
地-3-29	4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）	4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）

ページ	修正案		現行	
	区分	内容	区分	内容
	関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。	関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
	<u>気象庁本庁又は大阪管区気象台</u>	<u>気象庁本庁又は大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を警察庁、消防庁、関東地方整備局、第三管区海上保安本部、NTT東日本又はNTT西日本、NHKに通知する。</u>	(新規)	(新規)
	銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、関係機関に <u>通知</u> する。	銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、 <u>県警</u> 、 <u>NHK千葉放送局</u> 、関係機関に通報する。
	海上保安庁	気象業務法に基づいて <u>気象庁</u> から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。	海上保安庁	気象業務法に基づいて <u>気象台</u> から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
	<u>NTT東日本(株)</u>	気象業務法に基づいて <u>気象庁</u> から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。	東日本電信電話(株)	気象業務法に基づいて <u>気象台</u> から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
	放送機関	<u>気象庁</u> から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。	放送機関	<u>気象台</u> から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
地-3-32	5 被害情報等収集・報告 (防災危機管理部、警察本部、市町村) (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 a 本部事務局 (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム <u>や新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u> を通じて防災関係機関に提供することにより、	5 被害情報等収集・報告 (防災危機管理部、警察本部、市町村) (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 a 本部事務局 (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム <u>等を利用して</u> 関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。		

ページ	修正案	現行
	情報の共有化を図る。	
地-3-32	c 災害対策本部 (c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機 <u>等</u> も活用した情報収集活動を行う。	c 災害対策本部 (c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。
地-3-33	(4) 収集報告に当たって留意すべき事項 キ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。 <u>ク 県および市町村は、防災情報システムや新総合防災情報システム(SOBO-WEB)により共有された情報により、国や他自治体、防災関係機関の状況を把握したうえで、効率的・効果的な災害対応を行うよう努めること。</u>	(4) 収集報告に当たって留意すべき事項 キ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。 <u>(新規)</u>
地-3-35	6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村） (3) 広報方法 イ 報道機関への発表 テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。 また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、 <u>インターネットやメール等を活用して情報提供を行う。</u>	6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村） (3) 広報方法 イ 報道機関への発表 テレビ、 <u>ラジオ</u> 、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。 また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、 <u>情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。</u>
地-3-36	ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請 放送要請協定機関及び窓口	ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請 放送要請協定機関及び窓口

ページ	修正案						現行					
	機関名 ・窓口	県防災行政無線		一般加入電話		機関名 ・窓口	県防災行政無線		一般加入電話			
		電話	FAX	電話	FAX		電話	FAX	電話	FAX		
	千葉テレビ放送 株報道局報道部	651-721	651-722	043-231-311 1	043-231-49 99	千葉テレビ放送 株報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231-311 1	043-231-49 99		
地-3-37	第3節 地震・火災避難計画 1 計画内容（防災危機管理部、市町村） 市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営等の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。	第3節 地震・火災避難計画 1 計画内容（防災危機管理部、市町村） 市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。										
地-3-39	5 避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村） (1) (略) また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。 <u>なお、市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所について当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u>	5 避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村） (1) (略) また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。 <u>(新規)</u>										
地-3-39	(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営等の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。	(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。										
地-3-40	(4) 市町村は、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。 特に、女性専用の相談窓口、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防	(4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。 また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上										

ページ	修正案	現行
	<p><u>犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</u></p>	<p><u>の配慮などが必要である。</u></p>
地-3-40	(6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療 <u>福祉</u> サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。	(6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。
地-3-40	(9) 市町村は、「災害時における避難所運営 <u>等</u> の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。	(9) 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
地-3-40	<p>(10) 市町村は、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(11) 市町村は、<u>避難所</u>における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(12) (略) また、感染症により自宅療養中の住民が<u>避難所</u>に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 市町村は、避難所等における女性や<u>こども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わざ安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>こども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所<u>等</u>にお</p>	<p>(10) 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 市町村は、<u>指定避難所</u>における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(12) (略) また、感染症により自宅療養中の住民が<u>指定避難所</u>に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 市町村は、避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わざ安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所におけ</p>

ページ	修正案	現行
	ける家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	る家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
地-3-44	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) (略) また、県は避難所<u>等</u>の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（D W A T）や災害支援ナースを避難所<u>等</u>へ派遣する。</p>	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) (略) また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（D W A T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p>
地-3-45	<p>(2) 外国人への対応 市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営<u>等</u>の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。</p>	<p>(2) 外国人への対応 市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。</p>
地-3-45	<p>5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、<u>避難所等</u>において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。</p>	<p>5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、<u>被災地</u>及び<u>避難所</u>において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。</p>
地-3-46	<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動 1 消防活動（防災危機管理部、市町村） (2) 活動方針 なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。 また、<u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動 1 消防活動（防災危機管理部、市町村） (2) 活動方針 なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。 (新規)</p>
地-3-52	<p>5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (1) 関係者とその役割 イ 市町村 (ウ) 災害時においては救護本部を設置し、<u>千葉県保健医療福祉調整</u></p>	<p>5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (1) 関係者とその役割 イ 市町村 (ウ) 災害時においては救護本部を設置し、<u>県の災害医療本部</u>及び合</p>

ページ	修正案	現行
	<p>本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p>	<p>同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p>
地-3-52	<p>ウ 県</p> <p>(エ) 災害時においては、県庁に<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーター並びに県内全域の薬事・衛生面に関する助言及び支援を行う災害薬事コーディネーターを<u>保健医療福祉調整本部</u>に、地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーター並びに地域内の薬事・衛生面に関する助言及び支援を行う地域災害薬事コーディネーターを<u>合同救護本部</u>に、それぞれ配置する。また、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の各市に、地域災害薬事コーディネーターを配置するよう努める。</p>	<p>ウ 県</p> <p>(エ) 災害時においては、県庁に<u>災害医療本部</u>を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>災害医療本部</u>に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、<u>合同救護本部</u>に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。</p>
地-3-53	<p>エ 医療機関</p> <p>(エ) (略)</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、<u>平時</u>から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p>	<p>エ 医療機関</p> <p>(エ) (略)</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、<u>平常時</u>から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p>
地-3-53	<p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては<u>保健医療福祉調整本部</u>を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(イ) <u>保健医療福祉調整本部災害医療班長（以下「災害医療班長」という。）</u>は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ<u>災害薬事コーディネーター及び専門調整員</u>から専門分</p>	<p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては<u>災害医療本部</u>を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、<u>災害医療本部</u>の活動を統括する。</p>

ページ	修正案	現行
	<p>野に係る助言を得て、<u>保健医療福祉調整本部災害医療班</u>(以下「災害医療班」という。)の活動を統括する。</p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ<u>地域灾害薬事コーディネーター及び</u>地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</p> <p>(エ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。</p> <p>(オ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所(健康福祉センター)等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてD P A Tや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療班</u>の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じ地域灾害薬事コーディネーターから専門分野に係る助言を得て</u>、救護本部の活動を統括する。</p>	<p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</p> <p>(エ) <u>災害医療本部内</u>にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。</p> <p>(オ) <u>災害医療本部内</u>にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所(健康福祉センター)等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてD P A Tや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療本部内</u>の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。</p>
地-3-54	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>保健医療福祉調整本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>保健医療福祉調整本部</u>は搬送先の確保に努める。</p>	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>災害医療本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>災害医療本部</u>は搬送先の確保に努める。</p>
地-3-54	<p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のと</p>	<p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平常時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のと</p>

ページ	修正案	現行
	おりとする。	とおりとする。
地-3-55	<p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p> <p>(ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、<u>保健医療福祉調整本部</u>に提供を要請する。</p> <p>(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては<u>保健医療福祉調整本部</u>に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、<u>保健医療福祉調整本部</u>に供給を要請する。</p>	<p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p> <p>(ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、<u>災害医療本部</u>に提供を要請する。</p> <p>(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては<u>災害医療本部</u>に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、<u>災害医療本部</u>に供給を要請する。</p>
地-3-57	医療救護活動の体系図 <u>保健医療福祉調整本部</u>	医療救護活動の体系図 県災害医療本部
地-3-66	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>10 道路啓開（農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p><u>道路啓開活動については、迅速に行えるよう道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u></p> <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、</p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>10 道路啓開（農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、</p>

ページ	修正案	現行
	必要な措置を講じるものとする。	必要な措置を講じるものとする。
地-3-68	<p>第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）</p> <p>(3) 水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水供給方法</p> <p>応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。</p> <p><u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p>	<p>第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）</p> <p>(3) 水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水供給方法</p> <p>応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
地-3-69	<p>(4) 県営水道の応急給水</p> <p>なお、<u>平時</u>から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。</p>	<p>(4) 県営水道の応急給水</p> <p>なお、<u>平常時</u>から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。</p>
地-3-70	<p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p>	<p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、<u>健康福祉部</u>、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p>
地-3-70	<p>県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</p>
地-3-72	<p>(3) 救援物資の供給体制の確保</p> <p>オ その他の輸送手段の選定</p> <p>(イ) 航空機輸送</p> <p>道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊等に対して航空機<u>及び無人航空機等</u>による輸送を要請する。</p>	<p>(3) 救援物資の供給体制の確保</p> <p>オ その他の輸送手段の選定</p> <p>(イ) 航空機輸送</p> <p>道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊等に対して航空機による輸送を要請する。</p>
地-3-74	<p>第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p> <p>(2) 応急措置の実施要請及び応援の要求</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p>	<p>第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p> <p>(2) 応急措置の実施要請及び応援の要求</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

ページ	修正案	現行																								
	<p style="color: red;">なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。</p>																									
地-3-75	<p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 救援部隊</p> <p>広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.5</u> 施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東葛・葛南ゾーン</td> <td>(略) 海上自衛隊下総航空基地 <u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u></td> <td>(略) 自衛隊 消防、警察</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山・鴨川・勝浦ゾーン</td> <td>(略) 県立館山運動公園 <u>道の駅とみうら</u></td> <td>(略) 自衛隊、消防、警察 <u>警察</u></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 <u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u>	(略) 自衛隊 消防、警察	(略)			館山・鴨川・勝浦ゾーン	(略) 県立館山運動公園 <u>道の駅とみうら</u>	(略) 自衛隊、消防、警察 <u>警察</u>	<p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 救援部隊</p> <p>広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.4</u> 施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東葛・葛南ゾーン</td> <td>(略) 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場</td> <td>(略) 自衛隊 消防、警察</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山・鴨川・勝浦ゾーン</td> <td>(略) 県立館山運動公園</td> <td>(略) 自衛隊、消防、警察 (新規)</td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場	(略) 自衛隊 消防、警察	(略)			館山・鴨川・勝浦ゾーン	(略) 県立館山運動公園	(略) 自衛隊、消防、警察 (新規)
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																								
東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 <u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u>	(略) 自衛隊 消防、警察																								
(略)																										
館山・鴨川・勝浦ゾーン	(略) 県立館山運動公園 <u>道の駅とみうら</u>	(略) 自衛隊、消防、警察 <u>警察</u>																								
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																								
東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場	(略) 自衛隊 消防、警察																								
(略)																										
館山・鴨川・勝浦ゾーン	(略) 県立館山運動公園	(略) 自衛隊、消防、警察 (新規)																								
地-3-78	<p>(6) 人的応援・受援</p> <p>ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」<u>等</u>に基づく、国への応援要請</p>	<p>(6) 人的応援・受援</p> <p>ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請</p>																								
地-3-79	<p>7 市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p style="color: red;"><u>県は、市町村に対し、受援体制の実効性を確保するために、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p>特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援</p>	<p>7 市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p style="color: red;">(新規)</p> <p>特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援</p>																								

ページ	修正案	現行
	<p>職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p><u>また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
地-3-80	<p>第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p><u>過去の災害</u>で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。</p>	<p>第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p><u>東日本大震災及び熊本地震</u>で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。</p>
地-3-81	(1) 人材支援 イ 保健師 <u>等</u> チームの派遣	(1) 人材支援 イ 保健師チームの派遣
地-3-81	オ <u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用した災害時学校支援チーム</u> の派遣	オ <u>スクールカウンセラー等</u> の派遣
地-3-81	カ <u>被災宅地危険度判定士</u> の派遣	カ <u>被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士</u> の派遣
地-3-81	17 広域避難（総務部、防災危機管理部、県土整備部、市町村）	17 広域避難（総務部、防災危機管理部、 <u>健康福祉部</u> 、県土整備部、市町村）
地-3-82	<p>18 広域一時滞在 (1) 広域一時滞在の調整手続等 エ (略)</p> <p><u>オ 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>18 広域一時滞在 (1) 広域一時滞在の調整手続等 エ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
地-3-88	第11節 学校等の安全対策・文化財の保護 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化財の価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。	第11節 学校等の安全対策・文化財の保護 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

ページ	修正案	現行
地-3-90	<p>5 文化財の応急対策（教育庁、市町村）</p> <p>(2) 災害時の応急措置</p> <p>ウ（略）</p> <p>建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化財的価値が失われないよう措置をとる。</p> <p><u>建造物以外の</u>有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。</p>	<p>5 文化財の応急対策（教育庁、市町村）</p> <p>(2) 災害時の応急措置</p> <p>ウ（略）</p> <p>建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。</p> <p>有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。</p>
地-3-93	<p>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理</p> <p>市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療<u>福祉</u>活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。保健所（健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 活動体制の整備</p> <p>保健所（健康福祉センター）及び市町村は、<u>平時</u>から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・<u>管理栄養士等</u>の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。</p> <p>保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・<u>管理栄養士等</u>を派遣するとともに、市町村の要請を<u>保健医療福祉調整本部</u>に報告する。</p> <p><u>保健医療福祉調整本部</u>は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省へ<u>広域応援派遣</u>調整を依頼し、受援調整を行う。</p>	<p>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部、市町村）</p> <p>(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理</p> <p>市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。保健所（健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 活動体制の整備</p> <p>保健所（健康福祉センター）及び市町村は、<u>平常時</u>から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・<u>栄養士</u>の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。</p> <p>保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・<u>栄養士</u>を派遣するとともに、市町村の要請を<u>健康福祉部</u>に報告する。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省へ<u>県外派遣</u>の調整を依頼し、受援調整を行う。</p>
地-3-94	<p>3 防疫（健康福祉部、市町村）</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p>	<p>3 防疫（健康福祉部、市町村）</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p>

ページ	修正案	現行
	<p>ア 県の業務</p> <p>(イ) <u>汚染された場所の消毒命令</u> <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、感染症予防上必要と認めるときは、感染症法第27条に基づき必要な命令を行うものとする。 <u>(削除)</u></p> <p>(ウ) <u>市町村に対する指示</u> <u>上記命令によっては、感染症の発生及びまん延を防止することが困難であると認めたときは、感染症法第27条第2項の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等が実施する。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 感染症法第31条の規定により、必要があると認めるときは、<u>生活の用に供される水の使用制限等の命令を行うものとする。</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p> </p> <p>(キ) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有</p> <p>(ク) 専門家の派遣要請</p>	<p>ア 県の業務</p> <p>(イ) <u>市町村に対する指示及び命令</u> <u>県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>広報の徹底</u> <u>(新規)</u></p> <p> </p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 感染症法第31条による給水制限</p> <p>(カ) (略)</p> <p><u>(キ) 消毒の実施</u> <u>感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めたときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u></p> <p>(ク) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有</p> <p>(ケ) 専門家の派遣要請</p>
地-3-95	<p>4 死体の検査処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>エ 警察が行う死体の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、<u>検視・死体調査</u>場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。</p>	<p>4 死体の検査処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、<u>検視場所</u>、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。</p>
地-3-95	<p>(2) 検査医師等の出動要請 <u>(削除)</u></p> <p>ア 市町村長は、検査医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求</p>	<p>(2) 検査医師等の出動要請 <u>県警察における計画を除き、</u></p> <p>ア 市町村長は、検査医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求</p>

ページ	修正案	現行
	めるほか、必要な措置を講ずるものとする。	めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
地-3-95	<p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p> <p>ア 死体の搜索 <u>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ</u>各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。 なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。</p> <p>イ 死体の処理 <u>災害の際に</u>死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。</p> <p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合</p> <p>b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合 (略) ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する<u>知事</u>に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。</p>	<p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p> <p>ア 死体の搜索 <u>行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を</u>搜索するもの。 なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。</p> <p>イ 死体の処理 <u>災害の際</u>死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。</p> <p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合</p> <p>b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合 (略) ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する<u>都道府県知事</u>に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。</p>
地-3-96	<p>c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の<u>検視・死体調査</u>等終了後、警察から<u>遺族等</u>又は市町村長に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</p>	<p>c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の<u>調査又は検視終了後、警察当局から</u>遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</p>
地-3-96	<p>ウ 埋葬等 災害の際に死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、<u>遺族等</u>が埋葬等を行う<u>ことが</u>困難な場合又は死亡した者に<u>遺族等がい</u>ない場合に応急的に埋葬等を行うもの。</p>	<p>ウ 埋葬等 災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、<u>遺族が</u>埋葬等を行う<u>事が</u>困難な場合又は、<u>死亡した者の遺族がない</u>場合に応急的に埋葬等を行うもの。</p>
地-3-96	<p>(ア) 埋葬等を行う場合 災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない。）</p>	<p>(ア) 埋葬等を行う場合 災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）</p>

ページ	修正案	現行
地-3-96	<p>(4) その他 ア 県警察における計画 (ア) <u>検視・死体調査</u>、身元確認体制の確立 警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、<u>検視・死体調査の立会い及び死体の身元を明らかにするための措置</u>を行う医師等の確保に努めるものとする。また、<u>必要に応じて</u>他の都道府県警察の応援を得て、死体発見時の<u>検視・死体調査等</u>を行う職員の確保に努めるものとする。</p>	<p>(4) その他 ア 県警察における計画 (ア) <u>検視・身元確認体制の確立</u> 警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、<u>死体安置場所を確保するとともに</u>、死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、<u>検視及び死体発見時の調査等</u>を行う職員の確保に努めるものとする。</p>
地-3-96	<p>(イ) 死体の<u>検視・死体調査等</u> 警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等に<u>に基づき</u>、死体の<u>検視・死体調査等</u>を行い、身元が<u>明らかになったときは</u>、所定の手続を経て<u>遺族等に引き渡すものとし</u>、<u>遺族等に引き渡すことができないとき</u>、又はその身元を明らかにす<u>ることができないと認めるときは</u>、所定の手続を経て市町村長に<u>引き渡すものとする</u>。</p>	<p>(イ) 死体の<u>調査</u> 警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等に<u>により</u>死体の<u>調査</u>を行い、身元が<u>判明したものについては</u>、所定の手続を経て<u>遺族に引渡す</u>。</p>
地-3-96	<p>(ウ) 身元を明らかにするための措置 警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を<u>収集し</u>、及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人の人相、着衣、所持品、特徴等の資料を<u>関係機関</u>に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。 (エ) 死体の搜索及び収容に対する協力 警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う<u>ものとする</u>。</p>	<p>(ウ) 身元を明らかにするための措置 警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を<u>収集及び整理</u>し、必要に応じ、当該身元不明死体の人の人相、着衣、所持品、特徴等の資料を<u>関係方面</u>に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。 (エ) 死体の搜索及び収容に対する協力 警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。</p>
地-3-96	<p>イ 海上保安部（署）における計画 (ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、<u>身元が明らかになったときは</u>、所定の手続を経て<u>遺族等に引渡し</u>、<u>身元不明者については</u>、警察とともにその身元 確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。</p>	<p>イ 海上保安部（署）における計画 (ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、<u>身元が判明したものについては</u>、所定の手続を経て<u>遺族に引渡し</u>、<u>身元不明者については</u>、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。</p>
地-3-97	6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、	6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、

ページ	修正案	現行
	<p>県土整備部、市町村)</p> <p>(1) 災害廃棄物処理</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</p> <p><u>さらに、市町村が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</u></p> <p><資料編1-12 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定></p> <p><資料編1-12 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定></p> <p><<u>資料編1-12 災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定</u>></p>	<p>県土整備部、市町村)</p> <p>(1) 災害廃棄物処理</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「<u>地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定</u>」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</p> <p><u>(新規)</u></p>
地-3-98	<p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>(イ) 災害廃棄物の処理方針</p> <p>d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針</p> <p>産業廃棄物に該当するものは、<u>平時</u>と同様に事業者の責任において処理するものとする。</p>	<p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>(イ) 災害廃棄物の処理方針</p> <p>d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針</p> <p>産業廃棄物に該当するものは、<u>平常時</u>と同様に事業者の責任において処理するものとする。</p>
地-3-98	<p>e し尿に関する処理方針</p> <p>また、必要に応じ「<u>災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定</u>」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</p> <p><資料編1-12 <u>災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定</u>></p>	<p>e し尿に関する処理方針</p> <p>また、必要に応じ、「<u>大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定</u>」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。</p> <p><資料編1-12 <u>大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定</u>></p>
地-3-99	<p>(2) 障害物の除去</p> <p>ウ 住宅関連障害物除去計画</p> <p>(ウ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害</p>	<p>(2) 障害物の除去</p> <p>ウ 住宅関連障害物除去計画</p> <p>(ウ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害</p>

ページ	修正案	現行
	<p>物の除去を実施</p> <p>b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）</p> <p><u>(エ) NPOや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去</u></p> <p><u>コミュニティ確保の一環として行われるNPOやボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去については、県または市町村が重機を調達し、社会福祉協議会などを通じてNPOやボランティア団体等に貸与するなど連携強化を図る。</u></p>	<p>物の除去を実施</p> <p>b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）</p> <p><u>(新規)</u></p>
地-3-100	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>また、被災宅地による二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から判定士等の養成を行う。</p>	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。</p>
地-3-102	<p>4 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</u></p> <p>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>	<p>4 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）</p> <p>市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</p> <p>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</p> <p><u>また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</u></p> <p>市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、<u>応急危険度判定の判定結果等</u>を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>
地-3-103	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策</p> <p>1 水道施設（総合企画部、企業局）</p>	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策</p> <p>1 水道施設（総合企画部、企業局）</p>

ページ	修正案	現行
	<p>(2) 応急復旧 応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。</p> <p>ア 復旧の優先順位 (ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。 (イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。</p> <p><u>(ウ) 宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 被害発生の把握及び緊急措置 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。</p> <p><u>オ 上下水道一体の対応 上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となつた対応に努める。</u></p>	<p>(2) 応急復旧 応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。</p> <p>ア 復旧の優先順位 (ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。 (イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 被害発生の把握及び緊急措置 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。</p> <p><u>(新規)</u></p>
地-3-108	<p>5 通信施設 (1) <u>NTT東日本株</u>千葉事業部</p>	<p>5 通信施設 (1) 東日本電信電話株千葉事業部</p>
地-3-118	<p>第16節 ボランティアの協力 また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図るものとする</u>。また、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>国は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略) その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、<u>平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整<u>を行う体制</u>、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提</p>	<p>第16節 ボランティアの協力 また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図り</u>、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>その活動環境の整備を図るものとする</u>。</p> <p>(略) その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓</u></p>

ページ	修正案	現行
	供方策等について <u>整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情</u> <u>報共有会議の整備・強化</u> を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	練を通じて推進するものとする。
地-3-120	4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村） <u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する県民等の関心と理解を深めるとともに休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u> (1) 平時におけるボランティア意識の啓発 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民 <u>等</u> にボランティア意識の醸成を図る。	4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村） <u>常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。</u> (1) 平時におけるボランティア意識の啓発 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。
地-3-120	「千葉県県民活動推進計画」に基づき、様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民 <u>等</u> の理解と活動への参加の促進を図る。	「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「 <u>ちば県民活動PR月間</u> 」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。
地-3-120	(2) 災害時における参加の呼びかけ なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。	(2) 災害時における参加の呼びかけ なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

ページ	修正案	現行																																										
地-3-120	<p>5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村） (1) 県担当部局による登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th><th>個人・団体</th><th>県受付窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護、地域保健</td><td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等</td><td>健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課</td></tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*</td><td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td><td>県土整備部建築指導課 県土整備部宅地安全課</td></tr> <tr> <td>高齢者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部高齢者福祉課</td></tr> <tr> <td>障害者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部障害者福祉推進課</td></tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td><td>(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポートーー</td><td>総合企画部国際課</td></tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td><td>(一社)日本アマチュア無線連盟</td><td>防災危機管理部防災対策課</td></tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 宅地安全課	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポートーー	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課	<p>5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村） (1) 県担当部局による登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th><th>個人・団体</th><th>県受付窓口</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護、地域保健</td><td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等</td><td>健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課</td></tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*</td><td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td><td>県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課</td></tr> <tr> <td>高齢者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部高齢者福祉課</td></tr> <tr> <td>障害者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部障害者福祉推進課</td></tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td><td>(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポートーー</td><td>総合企画部国際課</td></tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td><td>(一社)日本アマチュア無線連盟</td><td>防災危機管理部防災対策課</td></tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 都市計画課	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポートーー	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																										
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課																																										
被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 宅地安全課																																										
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																										
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課																																										
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポートーー	総合企画部国際課																																										
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課																																										
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																										
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課																																										
被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 都市計画課																																										
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																										
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課																																										
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポートーー	総合企画部国際課																																										
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課																																										
地-3-121	<p>(4) 各種ボランティア団体との連携</p> <p>県災害ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンタ二、災害中間支援組織、ボランティア団体・N P O 法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。</p>	<p>(4) 各種ボランティア団体との連携</p> <p>県災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・N P O 法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進めるとする。</p>																																										
地-4-2	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>併せて、市町村が作成する被災者台帳のデジタル化が促進されるよう、被災者支援システムの導入を進める。</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>																																										
地-4-6	7 生活相談（全庁、市町村）	7 生活相談（全庁、市町村）																																										

ページ	修正案			現行		
	機関名	相談の取扱い		機関名	相談の取扱い	
	機関名 県	相談の取扱い 1 (略) 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ 対応するため避難所 <u>等</u> において専門家等による相 談等の事業を行う。 (1) 要介護者 <u>等</u> への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施		機関名 県	相談の取扱い 1 (略) 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ 対応するため <u>被災地及び避難所</u> において専門家等 による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施	
地-4-18	第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 5 通信施設 (1) <u>NTT東日本(株)</u> における復旧の順位		第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 5 通信施設 (1) <u>東日本電信電話(株)</u> における復旧の順位			
地-4-18	6 工業用水道施設（企業局） (1) 復旧工程 復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないよう、 <u>平時</u> と同様の給水量を確保することを前提として実施する。		6 工業用水道施設（企業局） (1) 復旧工程 復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないよう、 <u>平常時</u> と同様の給水量を確保することを前提として実施する。			
地-4-22	第5節 災害復興 2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁） 県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するた め、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努め るとともに、 <u>早期かつ的確な復興まちづくりに重要となる、市町村の事 前復興まちづくり計画の策定を支援する。</u>		第5節 災害復興 2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁） 県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するた め、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努め ることとする。			

○千葉県地域防災計画【第2編 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画】

ページ	修正案	現行
地-5-2	<p>第1節 総則 2 定義 (1) 後発地震 　南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM<u>6.8</u>以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。</p>	<p>第1節 総則 2 定義 (1) 後発地震 　南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM<u>6.8</u>以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。</p>
地-5-2	<p>第1節 総則 2 定義 (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 　南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM<u>6.8</u>以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。</p>	<p>第1節 総則 2 定義 (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 　南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM<u>6.8</u>程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。</p>
地-5-2	<p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMw<u>8.0</u>以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。 (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMw<u>7.0</u>以上Mw<u>8.0</u>未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw<u>7.0</u>以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。</p>	<p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMw<u>8.0</u>以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。 (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMw<u>7.0</u>以上Mw<u>8.0</u>未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw<u>7.0</u>以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。</p>
地-5-3	<p><u>第4節 重点施策に関する事項</u> <u>県の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取組むものは第2編第1章第3節「減災目標」によるものとする。</u></p>	(新規)

ページ	修正案	現行
地-5-3	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
地-5-4	第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
地-5-5	<p><u>4 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u> <u>県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。</u></p> <p><u>(1) 避難後の救護の内容</u> <u>避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難所開設における次の項目に關しあらかじめ準備すべき事項</u> <u>ア 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保</u> <u>第2編第2章第10節「備蓄・物流計画」によるものとする。</u> <u>イ 福祉避難所の開設等、要配慮者への対応</u> <u>第2編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。</u> <u>ウ 飼い主による家庭動物との同行避難等、様々なニーズへの対応</u> <u>第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。</u> <u>エ 避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用を通じた自立・分散型システムの導入</u> <u>第3編第2章第11節 防災施設の整備によるものとする。</u></p> <p><u>5 意識の普及啓発</u> <u>意識の普及啓発については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」によるものとする。</u></p> <p><u>6 消防機関等の活動</u> <u>(略)</u> <u>(3) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。</u> <u>ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡</u> <u>イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</u> <u>ウ 水防資機材の点検、配備</u></p> <p><u>(4) 市町村の消防団の充実・強化については、第2編第2章第4節「消</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>4 消防機関等の活動 (略) (3) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。 ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡 イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置 ウ 水防資機材の点検、配備</p>

ページ	修正案	現行
	<u>防計画</u> によるものとする。	
地-5-5	<p><u>7</u> ライフライン、通信、放送関係 (略)</p> <p><u>8</u> 交通 (略)</p> <p><u>9</u> 県が管理又は運営する施設に関する対策 (略)</p> <p><u>10</u> 県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策 (略)</p> <p><u>11</u> 迅速な救助 (略)</p> <p>第<u>7</u>節 関係者との連携協力の確保 (略)</p> <p>第<u>8</u>節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p>	<p>5 ライフライン、通信、放送関係 (略)</p> <p>6 交通 (略)</p> <p>7 県が管理又は運営する施設に関する対策 (略)</p> <p>8 県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策 (略)</p> <p>9 迅速な救助 (略)</p> <p>第<u>6</u>節 関係者との連携協力の確保 (略)</p> <p>第<u>7</u>節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p>
地-5-9	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>ア 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM<u>8.0</u>以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>イ 市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM<u>8.0</u>以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明</p>	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>ア 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM<u>8.0</u>以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>イ 市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM<u>8.0</u>以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明</p>

ページ	修正案	現行
	示するものとする。	明示するものとする。
地-5-10	<p>イ 避難所の運営 避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。</p>	<p>イ 避難所の運営 避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</p>
地-5-11	<p>(6) 関係機関のとるべき措置 イ <u>千葉県警察の活動</u> (略) ウ <u>上下水道</u></p>	<p>(6) 関係機関のとるべき措置 イ <u>警備対策</u> (略) ウ <u>水道</u></p>
地-5-13	<p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (3) 災害応急対策をとるべき期間等 県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM<u>7.0</u>以上M<u>8.0</u>未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM<u>7.0</u>以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。）、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>	<p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (3) 災害応急対策をとるべき期間等 県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM<u>7.0</u>以上M<u>8.0</u>未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM<u>7.0</u>以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。）、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>
地-5-14	<p>第<u>9</u>節 防災訓練に関する事項 (略) 第<u>10</u>節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	<p>第<u>8</u>節 防災訓練に関する事項 (略) 第<u>9</u>節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>
地-5-14	<p>1 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育 (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 <u>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出され</u></p>	<p>1 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育 (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 <u>(新規)</u> <u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出され</u></p>

ページ	修正案	現行
	<p>た場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p>	<p>た場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>(5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p>
地-5-15	第 <u>1.1</u> 節 南海トラフ地震防災対策計画	第 <u>1.0</u> 節 南海トラフ地震防災対策計画
地-5-15	<p>第2節に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。</p> <p>作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努めることとする。</p> <p>この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。</p> <p><u>なお、対策計画に記載すべき内容は「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」による。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2節に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。</p> <p>なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。</p> <p>また、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</u></p> <p>(1) 各計画において共通して定める事項</p> <p>ア 津波に関する情報の伝達等</p> <p>イ 避難対策</p> <p>ウ 応急対策の実施要員の確保等</p> <p>(2) 個別の計画において定める事項</p> <p>ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者</p> <p>(ア) 津波警報等の顧客等への伝達</p> <p>(イ) 顧客等の避難のための措置</p> <p>(ウ) 施設の安全性を踏まえた措置</p> <p>イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う者</p>

ページ	修正案	現行
		<p><u>施設を管理・運営する者</u> <u>津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡回の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施</u></p> <p><u>ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</u> <u>(ア) 津波警報等の旅客等への伝達</u> <u>(イ) 運行等に関する措置</u></p> <p><u>エ 学校、社会福祉施設を管理する者</u> <u>避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u></p> <p><u>オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係</u> <u>第5節5に準ずるものとする。</u></p> <p><u>2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>ア 各計画において共通して定める事項南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>ア 各計画において共通して定める事項</u> <u>(ア) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等</u> <u>(ウ) 工事中建築物等における安全確保上講すべき措置</u></p> <p><u>イ 個別の計画において定める事項</u> <u>(ア) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者</u> <u>a 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に</u></p>

ページ	修正案	現行
		<p>明示するものとする。</p> <p>b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。</p> <p>c 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。</p> <p>(イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者</p> <p>a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡回の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。</p> <p>b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。</p> <p>c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。</p> <p>(ウ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</p> <p>a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達</p> <p>b 運行等に関する措置</p> <p>c b の結果生ずる滞留旅客等に対する措置</p> <p>(エ) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者</p> <p>a 幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護</p>

ページ	修正案	現行
		<p>の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。</p> <p>b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、 対策計画に具体的に明示するものとする。</p> <p>c 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。</p> <p>(才) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係</p> <p>a 水道 水道事業については、本章第6節2(6)ウに準ずるものとする。</p> <p>b 電気 電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。</p> <p>c ガス</p> <p>(a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。</p> <p>(b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止す</p>

ページ	修正案	現行
		<p>る等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。</p> <p>d 通信 <u>電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。</u></p> <p>e 放送 <u>(a) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。</u> <u>(b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。</u> <u>なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 ア 各計画において共通して定める事項</p>

ページ	修正案	現行
		<p>(ア) 災害応急対策をとるべき期間等 (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等 (ウ) 関係機関のとるべき措置</p> <p>3 <u>防災訓練に関する事項</u></p> <p>4 <u>地震防災上必要な教育及び広報</u></p>

○千葉県地域防災計画【地震・津波附編〔東海地震に係る周辺地域としての対応計画〕】

ページ	修正案	現行																
東-1-1	<p>第1章 総論 第1節 地震・津波編の附編としての位置付け 1 計画の内容 計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として<u>平時</u>の社会経済活動を維持しながら、</p>	<p>第1章 総論 第1節 地震・津波編の附編としての位置付け 1 計画の内容 計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として<u>平常時</u>の社会経済活動を維持しながら、</p>																
東-2-4	<p>第2章 防災機関の業務 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>業 務 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方測量部</td><td> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること 4 災害教訓の伝承に関すること </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること 4 災害教訓の伝承に関すること	<p>第2章 防災機関の業務 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>業 務 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東地方測量部</td><td> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること (新規) </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること (新規)								
機 関 名	業 務 大 綱																	
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること 4 災害教訓の伝承に関すること																	
機 関 名	業 務 大 綱																	
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること (新規)																	
東-2-5	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>業 務 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT東日本株式会社</u></td><td>電報、電話等の通信の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ千葉支店</td><td>携帯電話等の通信の確保に関すること</td></tr> <tr> <td><u>NTTドコモビジネス株式会社</u></td><td>電話等の通信の確保に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	<u>NTT東日本株式会社</u>	電報、電話等の通信の確保に関すること	株式会社NTTドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること	<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	電話等の通信の確保に関すること	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>業 務 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td><td>電報、電話等の通信の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ千葉支店</td><td>携帯電話等の通信の確保に関すること</td></tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</td><td>電話等の通信の確保に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関すること	株式会社NTTドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関すること
機 関 名	業 務 大 綱																	
<u>NTT東日本株式会社</u>	電報、電話等の通信の確保に関すること																	
株式会社NTTドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること																	
<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>	電話等の通信の確保に関すること																	
機 関 名	業 務 大 綱																	
東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関すること																	
株式会社NTTドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること																	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関すること																	
東-2-6	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>業 務 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社</td><td> 1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>業 務 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社</td><td> 1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること								
機 関 名	業 務 大 綱																	
東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること																	
機 関 名	業 務 大 綱																	
東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること 2 鉄道輸送の確保に関すること 3 鉄道旅客の混乱防止に関すること																	

ページ	修正案			現行														
	北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社			北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社														
東-3-1	第3章 事前の措置 第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項 地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、 <u>平時</u> から不断の準備を進めることが必要である。			第3章 事前の措置 第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項 地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、 <u>平常時</u> から不断の準備を進めることが必要である。														
東-3-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道対策の強化</td> <td>その他民間 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</td> <td> <p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	内容	鉄道対策の強化	その他民間 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	<p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道対策の強化</td> <td>その他民間 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</td> <td> <p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	内容	鉄道対策の強化	その他民間 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	<p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p>
区分	機関名	内容																
鉄道対策の強化	その他民間 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	<p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p>																
区分	機関名	内容																
鉄道対策の強化	その他民間 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	<p>(1) 要注意箇所の把握 路線及び諸設備の点検を行い、要注意箇所を把握する。</p> <p>(2) PR方法の確立 県から通知を受けるための窓口を定め、社内及び旅客公衆に対するPR方法を確立する。</p>																
東-3-8	第3節 広報及び教育 このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、県民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、 <u>平時</u> から広報、教育活動の徹底			第3節 広報及び教育 このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、県民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、 <u>平常時</u> から広報、教育活動の徹														

ページ	修正案	現行																								
	<p>を期するものとする。</p> <p>1 広報 (略) このため、各防災機関は、<u>平時</u>からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。 (略) (1) 県における広報 ア 広報計画、広報例文の作成等 (略) なお、広報例文等は県民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①<u>平時</u>、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。</p>	<p>底を期するものとする。</p> <p>1 広報 (略) このため、各防災機関は、<u>平常時</u>からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。 (略) (1) 県における広報 ア 広報計画、広報例文の作成等 (略) なお、広報例文等は県民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①<u>平常時</u>、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。</p>																								
東-4-2	<p>第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p>第1節 東海地震注意情報の伝達</p> <p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <p>東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>東京ガスネットワーク㈱</td> <td>京成電鉄(株)</td> </tr> <tr> <td>日赤千葉県支部</td> <td>京葉瓦斯(株)</td> <td>東武鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>成田国際空港(株)</td> <td>大多喜ガス(株)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本(株)</td> <td>小湊鉄道(株)</td> <td></td> </tr> </table>	陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク㈱	京成電鉄(株)	日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)	成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	(削除)	NTT東日本(株)	小湊鉄道(株)		<p>第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p>第1節 東海地震注意情報の伝達</p> <p>1 伝達系統及び伝達手段</p> <p>東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>東京ガスネットワーク㈱</td> <td>京成電鉄(株)</td> </tr> <tr> <td>日赤千葉県支部</td> <td>京葉瓦斯(株)</td> <td>東武鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>成田国際空港(株)</td> <td>大多喜ガス(株)</td> <td>新京成電鉄(株)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td>小湊鉄道(株)</td> <td></td> </tr> </table>	陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク㈱	京成電鉄(株)	日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)	成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	新京成電鉄(株)	東日本電信電話(株)	小湊鉄道(株)	
陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク㈱	京成電鉄(株)																								
日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)																								
成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	(削除)																								
NTT東日本(株)	小湊鉄道(株)																									
陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク㈱	京成電鉄(株)																								
日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)																								
成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	新京成電鉄(株)																								
東日本電信電話(株)	小湊鉄道(株)																									
東-4-4	<p>第2節 活動体制の準備等</p> <p>県、市町村、各防災機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本 株 式 会 社</td> <td>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のため</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	NTT東日本 株 式 会 社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のため	<p>第2節 活動体制の準備等</p> <p>県、市町村、各防災機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話 株 式 会 社</td> <td>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のため</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	東日本電信電話 株 式 会 社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のため																
機 関	内 容																									
NTT東日本 株 式 会 社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のため																									
機 関	内 容																									
東日本電信電話 株 式 会 社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のため																									

ページ	修正案		現行	
		の規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動		の規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の民鉄		その他の民鉄	
	東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。	東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
東-4-9	第4節 混乱防止の措置		第4節 混乱防止の措置	
	機関	内容	機関	内容
	その他の民鉄	(略)	その他の民鉄	(略)
	東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社		東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	
	<u>NTT東日本株式会社</u>	(略)	<u>東日本電信電話株式会社</u>	(略)

ページ	修正案			現行														
東-4-9	KDDI 株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として <u>平時</u> と同様に通信に係る業務を行うものとする。		KDDI 株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として <u>平常時</u> と同様に通信に係る業務を行うものとする。													
	ソフトバンク 株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として <u>平時</u> と同様に通信に係る業務を行うものとする。		ソフトバンク 株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として <u>平常時</u> と同様に通信に係る業務を行うものとする。													
東-5-2	第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第1節 活動体制 1 県の活動体制	<table border="1"> <tr> <td>事務局長</td><td>防災危機管理部次長</td></tr> <tr> <td>事務局次長</td><td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長</td></tr> <tr> <td>本部事務局</td><td>統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班</td></tr> </table>	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長	本部事務局	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班	<table border="1"> <tr> <td>事務局長</td><td>防災危機管理部次長</td></tr> <tr> <td>事務局次長</td><td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長</td></tr> <tr> <td>本部事務局</td><td>統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班</td></tr> </table>	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長	本部事務局	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班	第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第1節 活動体制 1 県の活動体制	第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第1節 活動体制 1 県の活動体制	
事務局長	防災危機管理部次長																	
事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長																	
本部事務局	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班																	
事務局長	防災危機管理部次長																	
事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長 人事課長 財政課長 市町村課長																	
本部事務局	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班																	

ページ	修正案		現行									
地-5-3		部 健 康 福祉 部 <u>(千葉県保健医療福祉調整本部)</u>		部 健 康 福祉 部								
東-5-5	2 市町村・各防災機関の活動体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT東日本株式会社</u></td> <td> <p>(1) 情報連絡室の設置 <u>NTT東日本(株)</u> 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	<u>NTT東日本株式会社</u>	<p>(1) 情報連絡室の設置 <u>NTT東日本(株)</u> 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>	2 市町村・各防災機関の活動体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東日本電信電話株式会社</u></td> <td> <p>(1) 情報連絡室の設置 <u>東日本電信電話(株)</u> 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	<u>東日本電信電話株式会社</u>	<p>(1) 情報連絡室の設置 <u>東日本電信電話(株)</u> 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
機 関 名	内 容											
<u>NTT東日本株式会社</u>	<p>(1) 情報連絡室の設置 <u>NTT東日本(株)</u> 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>											
機 関 名	内 容											
<u>東日本電信電話株式会社</u>	<p>(1) 情報連絡室の設置 <u>東日本電信電話(株)</u> 千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>											
東-5-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)	
機 関 名	内 容											
その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 <u>(削除)</u> 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)											
機 関 名	内 容											
その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)											
東-5-9	第5章 計画宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達および広報	第5章 計画宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達および広報										

ページ	修正案	現行																								
	<p>1 警戒宣言の伝達 (1) 伝達系統及び伝達手段 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td><td>東京ガスネットワーク(株)</td><td>京成電鉄(株)</td></tr> <tr> <td>日赤千葉県支部</td><td>京葉瓦斯(株)</td><td>東武鉄道(株)</td></tr> <tr> <td>成田国際空港(株)</td><td>大多喜ガス(株)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>N T T 東日本(株)</td><td>小湊鉄道(株)</td><td></td></tr> </table>	陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク(株)	京成電鉄(株)	日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)	成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	(削除)	N T T 東日本(株)	小湊鉄道(株)		<p>1 警戒宣言の伝達 (1) 伝達系統及び伝達手段 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段</p> <table border="1"> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td><td>東京ガスネットワーク(株)</td><td>京成電鉄(株)</td></tr> <tr> <td>日赤千葉県支部</td><td>京葉瓦斯(株)</td><td>東武鉄道(株)</td></tr> <tr> <td>成田国際空港(株)</td><td>大多喜ガス(株)</td><td>新京成電鉄(株)</td></tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td><td></td><td>小湊鉄道(株)</td></tr> </table>	陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク(株)	京成電鉄(株)	日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)	成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	新京成電鉄(株)	東日本電信電話(株)		小湊鉄道(株)
陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク(株)	京成電鉄(株)																								
日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)																								
成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	(削除)																								
N T T 東日本(株)	小湊鉄道(株)																									
陸上自衛隊第1空挺団	東京ガスネットワーク(株)	京成電鉄(株)																								
日赤千葉県支部	京葉瓦斯(株)	東武鉄道(株)																								
成田国際空港(株)	大多喜ガス(株)	新京成電鉄(株)																								
東日本電信電話(株)		小湊鉄道(株)																								
東-5-18	<p>第5節 公共輸送対策 2 民営鉄道の措置 東京地下鉄(株) 東武鉄道(株) 京成電鉄(株) 小湊鉄道(株) 北総鉄道(株) 京葉臨海鉄道(株) 流鉄(株) 銚子電気鉄道(株) いすみ鉄道(株) 千葉都市モノレール(株) 東葉高速鉄道(株) 山万(株) (株)舞浜リゾートライン 芝山鉄道(株) 首都圏新都市鉄道(株)</p>	<p>第5節 公共輸送対策 2 民営鉄道の措置 東京地下鉄(株) 東武鉄道(株) 京成電鉄(株) 新京成電鉄(株) 小湊鉄道(株) 北総鉄道(株) 京葉臨海鉄道(株) 流鉄(株) 銚子電気鉄道(株) いすみ鉄道(株) 千葉都市モノレール(株) 東葉高速鉄道(株) 山万(株) (株)舞浜リゾートライン 芝山鉄道(株) 首都圏新都市鉄道(株)</p>																								
東-5-18	<p>(2) 混乱防止対策 駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。 ア <u>平時</u>から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。</p>	<p>(2) 混乱防止対策 駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。 ア <u>平常時</u>から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。</p>																								
東-5-19	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発令当日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 (削除) 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発令当日	その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 (削除) 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発令当日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発令当日	その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)																
機関名	発令当日																									
その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 (削除) 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)																									
機関名	発令当日																									
その他の民鉄 東武鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 新京成電鉄株式会社 小湊鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京葉臨海鉄道株式会社 流鉄株式会社 銚子電気鉄道株式会社 いすみ鉄道株式会社 千葉都市モノレール株式会社 東葉高速鉄道株式会社 山万株式会社 株式会社舞浜リゾートライン 芝山鉄道株式会社 首都圏新都市鉄道株式会社	(略)																									
東-5-29	第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策																								

ページ	修正案	現行				
	<p>3 電気対策 (3) 施設の予防措置 イ 通信網の確保 　保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。 　また、<u>NTT東日本(株)</u>、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。</p>	<p>3 電気対策 (3) 施設の予防措置 イ 通信網の確保 　保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。 　また、<u>東日本電信電話(株)</u>、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。</p>				
東-5-33	<p>5 通信対策 <u>NTT東日本(株)</u> 千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。 (略) 　株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。 (1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置 <u>NTT東日本株式会社</u>千葉支店に準じる。</p>	<p>5 通信対策 <u>東日本電信電話(株)</u> 千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。 (略) 　株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。 (1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置 <u>東日本電信電話株式会社</u>千葉支店に準じる。</p>				
東-5-40	<p>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動 1 救護救援対策 (1) 医療関係機関の対応 　医療関係機関がとる措置は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>病院局</td> <td>(総合救急災害医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター)</td> </tr> </table> </p>	病院局	(総合救急災害医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター)	<p>第10節 救護救援・防疫対策・保健活動 1 救護救援対策 (1) 医療関係機関の対応 　医療関係機関がとる措置は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>病院局</td> <td>(救急医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター)</td> </tr> </table> </p>	病院局	(救急医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター)
病院局	(総合救急災害医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター)					
病院局	(救急医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター)					
東-5-41	<p>2 防疫対策 (2) 市町村に対する指導及び指示<u>への確認</u>事項 　災害発生後、<u>防疫用薬剤等の整備状況</u>の確認に関すること</p>	<p>2 防疫対策 (2) 市町村に対する指導及び指示事項 ア <u>防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備</u>に関すること イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること</p>				
東-5-41	<p>3 保健活動 (2) 体制整備 　保健所（健康福祉センター）と市町村は、<u>平時</u>から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対</p>	<p>3 保健活動 (2) 体制整備 　保健所（健康福祉センター）と市町村は、<u>平常時</u>から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対</p>				

ページ	修正案	現行																								
	<p>応等について協議を行う。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省へ<u>広域応援派遣</u>調整を依頼し、受援調整を行う。</p>	<p>対応等について協議を行う。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p>																								
東-6-1	<p>第6章 県民等のとるべき措置</p> <p>本章では、県民、自主防災組織、事業所が<u>平時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。</p> <p>第1節 県民のとるべき措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平時</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災組織のとるべき措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平時</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 事業所のとるべき措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平時</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	とるべき措置	<u>平時</u>	(略)	区分	とるべき措置	<u>平時</u>	(略)	区分	とるべき措置	<u>平時</u>	(略)	<p>第6章 県民等のとるべき措置</p> <p>本章では、県民、自主防災組織、事業所が<u>平常時</u>、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。</p> <p>第1節 県民のとるべき措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平常時</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災組織のとるべき措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平常時</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 事業所のとるべき措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>平常時</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	とるべき措置	<u>平常時</u>	(略)	区分	とるべき措置	<u>平常時</u>	(略)	区分	とるべき措置	<u>平常時</u>	(略)
区分	とるべき措置																									
<u>平時</u>	(略)																									
区分	とるべき措置																									
<u>平時</u>	(略)																									
区分	とるべき措置																									
<u>平時</u>	(略)																									
区分	とるべき措置																									
<u>平常時</u>	(略)																									
区分	とるべき措置																									
<u>平常時</u>	(略)																									
区分	とるべき措置																									
<u>平常時</u>	(略)																									

○千葉県地域防災計画【第3編 風水害等編】

ページ	修正案	現行
風-2-3	2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村） 県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。	2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村） 県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。
風-2-4	3 防災広報の充実（全庁、市町村） (1) 広報すべき内容 ア 災害時の心得 (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備	3 防災広報の充実（全庁、市町村） (1) 広報すべき内容 ア 災害時の心得 (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
風-2-4	(2) 実施方法 エ 広報紙 防災に関する知識を深めるため、ちば県民だより及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。	(2) 実施方法 エ 広報紙 防災に関する知識を深めるため、ちば県民だより、電話帳（NTTハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。
風-2-4	キ 西部防災センターの活用 センターの体験施設等を通じて、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。	キ 西部防災センターの活用 センターのVRなどの体験施設等を通じて、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

ページ	修正案	現行				
風-2-5	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村） (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 自主防災組織の活動形態</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">平時</td><td> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">平常時</td><td> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td></tr> </table>	平時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）	平常時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村） (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 自主防災組織の活動形態</p>
平時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）	平常時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）			
風-2-9	<p>第2節 水害予防対策</p> <p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部） (4) 河川改修等の治水事業 千葉県の河川は、県管理の一級河川として根木名川ほか<u>80</u>河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。</p>	<p>第2節 水害予防対策</p> <p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部） (4) 河川改修等の治水事業 千葉県の河川は、県管理の一級河川として根木名川ほか<u>88</u>河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。</p>				
風-2-9	<p>イ 雨水排水の流出抑制県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、<u>平時</u>における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」を平成15年に策定した。同手引に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。</p>	<p>イ 雨水排水の流出抑制県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、<u>平常時</u>における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」を平成15年に策定した。同手引に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。</p>				
風-2-11	<p>(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測 ア (略)</p>	<p>(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測 ア (略)</p>				

ページ	修正案	現行
	<p>イ 県管理河川</p> <p>(イ) 水位観測所</p> <p>千葉県水防テレメータ水位観測所は矢作局ほか108か所に設置している。</p> <p>千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」、第7章第3節「防災行政無線系統」、4節「水位及び雨量観測所（水防テレメータ一覧表）」を参照のこと。</p> <p>このほか、よりきめ細かな河川の監視体制の構築のため、危機管理型水位計を<u>114</u>箇所、河川監視カメラを<u>91</u>箇所設置している。</p>	<p>イ 県管理河川</p> <p>(イ) 水位観測所</p> <p>千葉県水防テレメータ水位観測所は矢作局ほか108か所に設置している。</p> <p>千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」、第7章第3節「防災行政無線系統」、4節「水位及び雨量観測所（水防テレメータ一覧表）」を参照のこと。</p> <p>このほか、既存の水位計の補完と、よりきめ細かな河川の監視体制の構築のため、危機管理型水位計を<u>78</u>箇所設置している。また、市町村の避難判断の指標とされている水位計近傍において増水の切迫性を確認できるよう、河川監視カメラを<u>41</u>箇所設置している。</p>
風-2-11	<p>ウ 気象情報の観測</p> <p>第3章災害応急対策計画「情報収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。</p>	<p>(ウ) 気象官署の観測</p> <p>第3章災害応急対策計画「情報収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。</p>
風-2-12	<p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 海岸高潮対策</p> <p>本県海岸総延長約534kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、<u>気候変動の影響を踏まえた</u>伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高<u>等</u>を考慮して防潮堤の天端高を決定している。</p>	<p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 海岸高潮対策</p> <p>本県海岸総延長約534kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。</p>
風-2-16	<p>第3節 土砂災害予防対策</p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害に関する情報の収集</p> <p>県及び市町村は、<u>平時</u>から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。</p>	<p>第3節 土砂災害予防対策</p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害に関する情報の収集</p> <p>県及び市町村は、<u>平常時</u>から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。</p>
風-2-19	<p>4 県土保全事業の推進</p> <p>(5) 宅地造成地災害対策</p>	<p>4 県土保全事業の推進</p> <p>(5) 宅地造成地災害対策</p>

ページ	修正案	現行
	<p>ア 規制区域の指定等 また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づき宅地造成等工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。</p> <p>イ 宅地造成工事の指導 (略) (ウ) 宅地造成の工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。 (略)</p> <p>5 孤立集落対策</p> <p style="text-align: center;"><資料編 8-12 宅地造成等工事規制区域></p>	<p>ア 規制区域の指定等 また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、<u>宅地造成等規制法</u>に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。</p> <p>イ 宅地造成工事の指導 (略) (ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。 (略)</p> <p>5 孤立集落対策</p> <p style="text-align: center;"><資料編 8-12 宅地造成工事規制区域一覧表></p>
風-2-23	<p>第4節 風害予防対策</p> <p>3 電力施設風害防止対策</p> <p>(1) 強風対策</p> <p>イ 防災施設の現況 (ア) 送電設備 災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、<u>平時</u>から計画的な樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、<u>平時</u>からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。</p>	<p>第4節 風害予防対策</p> <p>3 電力施設風害防止対策</p> <p>(1) 強風対策</p> <p>イ 防災施設の現況 (ア) 送電設備 災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、<u>平常時</u>から計画的な樹木の伐採に努める。 電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、<u>平常時</u>からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。</p>
風-2-24	<p>5 水道施設の風害による停電対策</p> <p>(2) 非常用発電設備の燃料の確保 (略)</p> <p><u>(3) 代替水源の確保</u> 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</p>	<p>5 水道施設の風害による停電対策</p> <p>(2) 非常用発電設備の燃料の確保 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
風-2-33	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p>	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p>

ページ	修正案	現行
	<p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、<u>平時</u>から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で(市町村の条例に特別の定めのある場合を除く)、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者(消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等)に<u>平時</u>から名簿情報を提供し共有する。</p>	<p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、<u>平時</u>から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で(市町村の条例に特別の定めのある場合を除く)、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者(消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等)に<u>平常時</u>から名簿情報を提供し共有する。</p>
風-2-35	<p>(3) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>(ア) 作成に係る方針及び体制等</p> <p>市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、<u>平時</u>から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で(市町村の条例に特別の定めのある場合を除く)、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に<u>平時</u>から個別避難計画を提供し共有する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前</p>	<p>(3) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>(ア) 作成に係る方針及び体制等</p> <p>市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、<u>平常時</u>から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で(市町村の条例に特別の定めのある場合を除く)、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に<u>平常時</u>から個別避難計画を提供し共有する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の</p>

ページ	修正案	現行
	<p>の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>キ 県は、市町村における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</p>	<p>事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>カ 県は、市町村における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</p>
風-2-38	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、<u>銚子地方気象台</u>、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>267</u>機関に無線設備を設置している。</p>	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備</p> <p>ア 整備概要</p> <p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、<u>気象官署</u>、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関<u>258</u>機関に無線設備を設置している。</p>
風-2-39	<p>(イ) 通信回線</p> <p>b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、<u>銚子地方気象台</u>、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>	<p>(イ) 通信回線</p> <p>b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>
風-2-40	<p>(2) 国が整備する通信設備</p> <p>ア 気象庁は、確実な<u>警報事項の通知</u>のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>	<p>(2) 国が整備する通信設備</p> <p>ア 気象庁は、確実な<u>緊急地震速報の発表</u>のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>
風-2-40	<p>(4) 防災情報システムの整備</p> <p>イ 防災情報システムの機能概要</p> <p>(ア) 被害情報処理機能</p> <p>専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接<u>システム</u>に登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。</p>	<p>(4) 防災情報システムの整備</p> <p>イ 防災情報システムの機能概要</p> <p>(ア) 被害情報処理機能</p> <p>専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。</p>

ページ	修正案	現行
風-2-41	5 <u>N T T 東日本(株)千葉事業部における災害通信施設の整備</u> <u>N T T 東日本(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。</u>	5 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備 東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。
風-2-42	11 アマチュア無線の活用 このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、 <u>平時</u> から連携強化に努めるものとする。	11 アマチュア無線の活用 このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、 <u>平常時</u> から連携強化に努めるものとする。
風-2-43	(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、 <u>新物資システム (B-PLo) を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握</u> に努めるものとする。 オ <u>市町村における備蓄状況について、年に1回、広く住民に対し公表するものとする。</u> (3) 県における備蓄・調達体制の整備 (略) オ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、 <u>新物資システム (B-PLo) を活用し、施設（備蓄倉庫）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握</u> に努めるものとする。 カ <u>県における備蓄状況について、年に1回、広く住民に対し公表するものとする。</u>	(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、 <u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録</u> に努めるものとする。 <u>(新規)</u> (3) 県における備蓄・調達体制の整備 (略) オ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、 <u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録</u> に努めるものとする。 <u>(新規)</u>
風-2-44	(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、 <u>平時</u> から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。	(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、 <u>平常時</u> から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手續等の確認を行うよう努めるものとする。
風-2-44	2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。	2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。 <u>(削除)</u>

ページ	修正案	現行				
	備蓄数量	備蓄場所	備蓄数量	備蓄場所		
	3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）	3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）		
	2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）	2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）		
	1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター	1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）八日市場及び鴨川の各地域保健センター		
風-2-46	<p>2 防災センターの整備（防災危機管理部）</p> <p>県は、<u>平時</u>における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>展示施設等</td> <td>地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、<u>（削除）</u>、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等</td> </tr> </table>	展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>（削除）</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等	<p>2 防災センターの整備（防災危機管理部）</p> <p>県は、<u>平常時</u>における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>展示施設等</td> <td>地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、<u>ダイヤルQ&A</u>、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等</td> </tr> </table>	展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>ダイヤルQ&A</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>（削除）</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等					
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、 <u>ダイヤルQ&A</u> 、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等					
風-2-46	<p>4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村）</p> <p>市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難<u>生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和<u>6年12月改定</u>）、「災害時における避難所運営<u>等</u>の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p>	<p>4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村）</p> <p>市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難<u>所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和<u>4年4月改訂</u>）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</p>				
風-2-47	<p>（2）指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所<u>等</u>の整備等</p> <p>（略）</p> <p>（ア）施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、<u>平時</u>から指定避難所<u>等</u>の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>（2）指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>（略）</p> <p>（ア）施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、<u>平常時</u>から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p>				

ページ	修正案	現行
	<p>また、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(イ) 避難所となる建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) (略) また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、<u>平時</u>からその周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(セ) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(タ) 市町村及び各指定避難所等の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>(チ) <u>県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ツ) (略)</u></p> <p><u>(テ) 県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、</u></p>	<p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) (略) また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、<u>平常時</u>からその周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(セ) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(チ) (略)</p> <p>(ツ) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者</p>

ページ	修正案	現行										
	<p>地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(ト) (略)</p>	等の支援方策を検討するよう努めるものとする。										
風-2-50	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み 大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、<u>平時</u>から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてあらかじめ検討しておくよう努める。</p>	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み 大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、<u>平常時</u>から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてあらかじめ検討しておくよう努める。</p>										
風-2-52	<p>第13節 防災体制の整備</p> <p>1 県の防災体制の整備（全庁） (12) 燃料の供給体制の整備 県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、<u>平時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 (13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>	<p>第13節 防災体制の整備</p> <p>1 県の防災体制の整備（全庁） (12) 燃料の供給体制の整備 県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、<u>平常時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 (13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、<u>平常時</u>及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>										
風-3-5	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>(2) 県災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">本 部 事 務 局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長</td> </tr> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>(2) 県災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">本 部 事 務 局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長</td> </tr> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長
本 部 事 務 局	事務局長		防災危機管理部次長									
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長										
本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長										
	事務局次長	危機管理政策課長 防災対策課長 危機管理室長 災害・危機対策監 総務課長										

ページ	修正案				現行				
			人事課長 財政課長 市町村課長				人事課長 財政課長 市町村課長		
		事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班		
風-3-6		部 健 康 福祉 部 (千葉県保健医療福祉調整本部)				部 健 康 福祉 部			
風-3-6	(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、 <u>避難者対応班</u> 、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務ができるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。				(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、 <u>住家被害対応班</u> 、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。				
風-3-8	(3) 災害対策本部廃止後の対応 <u>災害復旧支援体制</u> 防災危機管理部長は、災害対策本部廃止後、復旧に係る支援等が継続して行われている場合等、全庁的な連携が引き続き必要と認めるときは、災害復旧支援体制を配備し、以下の業務を所掌する。				(新規)				

ページ	修正案	現行																
	<p>(ア) 被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集 (イ) 各種災害対応や支援状況等に関する連絡調整 (ウ) その他必要な業務に関する情報共有 (エ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)を実施するための会議の開催 (4) 県応急対策本部 (略) (5) 職員の配備 (略) (6) 職員の動員</p>	<p>(3) 県応急対策本部 (略) (4) 職員の配備 (略) (5) 職員の動員</p>																
風-3-9	<p>(4) 県応急対策本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本 部 事 務 局</th> <th>事務局長</th> <th>防災危機管理部次長</th> </tr> <tr> <th>事務局職員</th> <td>統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班				<p>(3) 県応急対策本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本 部 事 務 局</th> <th>事務局長</th> <th>防災危機管理部次長</th> </tr> <tr> <th>事務局職員</th> <td>統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			
本 部 事 務 局	事務局長		防災危機管理部次長															
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>避難者対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班																
本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長																
	事務局職員	統制班 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 被災者支援班 <u>住家被害対応班</u> 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班																

ページ	修正案				現行				
風-3-10	<p>(5) 職員の配備</p> <p>イ 配備基準</p> <p>風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p>				<p>(4) 職員の配備</p> <p>イ 配備基準</p> <p>風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p>				
	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	
	災即 害応 制	1 県内 に土砂災 害警戒情 報、氾濫 危険情報 又は「特 別警報に 至る可能 性への言 及」に係 る気象情 報が発表 されたと き（自動 配備）。 2 気象 警報（波 浪を除 く。）が発 表され、 かつ、県 が台風の 暴風域に 入ること が見込まれ る（暴 風域に入 る確率が 70%以 上）とき	情報収集 体制を強 化し、事態 の推移に 伴い速や かに災害 対策本部 を設置で きる体制 とし、その 所要人員 は所掌業 務等を勘 案して、あ らかじめ各 課等に おいて定 める。 なお、部局 間の情報 交換を行 うため、「 災害即 応連絡会 議」を開催 する。 この場合、 地域振興 事務所等 から対象	情報収集体制に加え 【本庁】(※3) 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総 務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健 康福祉政策課 健康福祉 指導課 疾病対策課 児童家庭課 高齢者福祉 課 障害福祉事業課 医 療整備課 環境政策課 循環型社会推進課 廃棄 物指導課 ヤード・残土対 策課 経済政策課 農 林水産政策課 団体指導 課 耕地課 担い手支援 課 森林課 水産課 渔 港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 宅 地安全課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 企業局のうち局長が指定 する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定 する課	災即 害応 制	1 県内 に土砂災 害警戒情 報、氾濫 危険情報 又は「特 別警報に 至る可能 性への言 及」に係 る気象情 報が発表 されたと き（自動 配備）。 2 気象 警報（波 浪を除 く。）が発 表され、 かつ、県 が台風の 暴風域に 入ることが 見込まれる（暴 風域に入 る確率が 70%以 上）とき	情報収集 体制を強 化し、事態 の推移に 伴い速や かに災害 対策本部 を設置で きる体制 とし、その 所要人員 は所掌業 務等を勘 案して、あ らかじめ各 課等に おいて定 める。 なお、部局 間の情報 交換を行 うため、「 災害即 応連絡会 議」を開催 する。 この場合、 地域振興 事務所等 から対象	情報収集体制に加え 【本庁】(※3) 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総 務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健 康福祉政策課 健康福祉 指導課 疾病対策課 児童家庭課 高齢者福祉 課 障害福祉事業課 医 療整備課 環境政策課 循環型社会推進課 廃棄 物指導課 ヤード・残土対 策課 経済政策課 農 林水産政策課 団体指導 課 耕地課 担い手支援 課 森林課 水産課 渔 港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 都市計画課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 企業局のうち局長が指定 する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定 する課	情報収集体制に加え 【本庁】(※3) 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総 務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健 康福祉政策課 健康福祉 指導課 疾病対策課 児童家庭課 高齢者福祉 課 障害福祉事業課 医 療整備課 環境政策課 循環型社会推進課 廃棄 物指導課 ヤード・残土対 策課 経済政策課 農 林水産政策課 団体指導 課 耕地課 担い手支援 課 森林課 水産課 渔 港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 都市計画課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 企業局のうち局長が指定 する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定 する課

ページ	修正案				現行			
	<p>(自動配備)。</p> <p>3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>4 その他、大きな被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	<p>市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>【出先機関】(※3) 地域振興事務所 保健所 (健康福祉センター) 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路建設事務所 一宮川改修事務所 ダム 管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>		<p>(自動配備)。</p> <p>3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>4 その他、大きな被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	<p>市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>【出先機関】(※3) 地域振興事務所 保健所 (健康福祉センター) 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路建設事務所 一宮川改修事務所 ダム 管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>	
風-3-19	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(4) 救助の種類</p> <p>災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。</p> <p>ア 災害が発生した場合の救助</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (エ) 医療及び助産 (オ) 被災者の救出 	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(4) 救助の種類</p> <p>災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。</p> <p>ア 災害が発生した場合の救助</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (エ) 医療及び助産 (オ) 被災者の救出 						

ページ	修正案	現行
	<p><u>(カ) 福祉サービスの提供</u></p> <p>(キ) 被災した住宅の応急修理 (ク) 学用品の給与 (ケ) 埋葬 (コ) 死体の搜索及び処理 (サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(カ) 被災した住宅の応急修理</u> <u>(キ) 学用品の給与</u> <u>(ク) 埋葬</u> <u>(ケ) 死体の搜索及び処理</u> <u>(コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></p>
風-3-23	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制（全庁）</p> <p>(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」</p> <p>ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめNTT東日本㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。</p> <p>イ 非常・緊急電報 非常電報又は緊急電報を発信するときは、NTT東日本㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部）</p> <p>イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設</p> <p>(オ) NTT東日本（株）通信施設</p>	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>1 通信体制（全庁）</p> <p>(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」</p> <p>ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。</p> <p>イ 非常・緊急電報 非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用（防災危機管理部）</p> <p>イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設</p> <p>(オ) 東日本電信電話（株）通信施設</p>
風-3-28	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p>エ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。<u>大雨、高潮に関して</u>、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p>エ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。<u>大雨に関して</u>、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>

ページ	修正案	現行
風-3-29	<p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、<u>大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）</u>の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、<u>キキクル（危険度分布）</u>で確認する必要がある。</p>	<p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で<u>大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、<u>警報の「危険度分布」</u>で確認する必要がある。</p>
風-3-30	<p><u>(削除)</u></p> <p>シ 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報 (略)</p> <p>ス 線状降水帯に関する各種情報 (略)</p> <p>セ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</p>	<p>シ 大気汚染気象通報 <u>この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。</u></p> <p>(ア) 大気汚染気象通報</p> <p>(イ) スモッグ気象情報</p> <p>ス 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報 (略)</p> <p>セ 線状降水帯に関する各種情報 (略)</p> <p>ソ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</p>
風-3-32	<p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 令和6年5月23日から洪水注意報・警報基準値を改正した。 <u>令和7年5月29日から洪水注意報・警報基準値を改正した。</u></p>	<p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 令和6年5月23日から洪水注意報・警報基準値を改正した。 <u>(新規)</u></p>
風-3-35	<p>エ 記録的短時間大雨情報 数年に一度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測<u>又は解析</u>し、かつ、<u>大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）</u>の「危険」（紫）が出現している場合、記録的短時間大雨情報を発表する。</p>	<p>エ 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に</u>数年に一度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、記録的短時間大雨情報を発表する。</p>
風-3-38	<p>3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 a 本部事務局</p>	<p>3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 (ア) 本庁 a 本部事務局</p>

ページ	修正案	現行
	<p>(c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム<u>や新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>を通じて防災関係機関に提供することにより、情報の共有化を図る。</p>	<p>(c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム<u>等を利用して</u>関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。</p>
風-3-38	<p>c 災害対策本部</p> <p>(c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機<u>等</u>も活用した情報収集活動を行う。</p>	<p>c 災害対策本部</p> <p>(c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。</p>
風-3-39	<p>(4) 収集報告に当たって留意すべき事項</p> <p>カ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。</p> <p>キ 県および市町村は、防災情報システム<u>や新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>により共有された情報により、国や他自治体、防災関係機関の状況を把握したうえで、効率的・効果的な災害対応を行うよう努めること。</p>	<p>(4) 収集報告に当たって留意すべき事項</p> <p>カ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。</p> <p>(新規)</p>
風-3-41	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>イ 報道機関への発表</p> <p>テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。</p> <p>また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、<u>インターネットやメール等を活用して情報提供を行う。</u></p>	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>イ 報道機関への発表</p> <p>テレビ、<u>ラジオ</u>、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。</p> <p>また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、<u>情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。</u></p>
風-3-42	<p>ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>	<p>ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>

ページ	修正案	現行																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名 ・窓口</th><th colspan="2">県防災行政無線</th><th colspan="2">一般加入電話</th></tr> <tr> <th>電話</th><th>FAX</th><th>電話</th><th>FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉テレビ放送 株報道局報道部</td><td><u>651-721</u></td><td><u>651-722</u></td><td>043-231-311 1</td><td>043-231-49 99</td></tr> </tbody> </table>	機関名 ・窓口	県防災行政無線		一般加入電話		電話	FAX	電話	FAX	千葉テレビ放送 株報道局報道部	<u>651-721</u>	<u>651-722</u>	043-231-311 1	043-231-49 99	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名 ・窓口</th><th colspan="2">県防災行政無線</th><th colspan="2">一般加入電話</th></tr> <tr> <th>電話</th><th>FAX</th><th>電話</th><th>FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉テレビ放送 株報道局報道部</td><td><u>500-7303</u></td><td><u>500-9702</u></td><td>043-231-311 1</td><td>043-231-49 99</td></tr> </tbody> </table>	機関名 ・窓口	県防災行政無線		一般加入電話		電話	FAX	電話	FAX	千葉テレビ放送 株報道局報道部	<u>500-7303</u>	<u>500-9702</u>	043-231-311 1	043-231-49 99
機関名 ・窓口	県防災行政無線		一般加入電話																											
	電話	FAX	電話	FAX																										
千葉テレビ放送 株報道局報道部	<u>651-721</u>	<u>651-722</u>	043-231-311 1	043-231-49 99																										
機関名 ・窓口	県防災行政無線		一般加入電話																											
	電話	FAX	電話	FAX																										
千葉テレビ放送 株報道局報道部	<u>500-7303</u>	<u>500-9702</u>	043-231-311 1	043-231-49 99																										
風-3-43	<p>第3節 水防計画</p> <p>2 水防の責任（県関係抜粋）</p> <p>(1) 市町村及び水防管理団体</p> <p>市町村及び水防管理団体たる水害予防組合、水防事務組合は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。</p> <p>(2) 千葉県（水防本部）</p> <p>千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう<u>確保</u>すべき責任を有する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 一般県民</u></p> <p>常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、<u>進んで</u>水防に協力しなければならない。</p>	<p>第3節 水防計画</p> <p>2 水防の責任（県関係抜粋）</p> <p>(1) 市町村及び水防管理団体</p> <p>市町村及び水防管理団体たる水害予防組合、水防事務組合は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。</p> <p>(2) 千葉県（水防本部）</p> <p>千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分に行われるようすべき責任を有する。</p> <p>(3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。</p> <p>(4) 一般県民</p> <p>常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。</p>																												
風-3-44	<p>4 安全配慮</p> <p>洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。</p> <p>－水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。 ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状 	<p>4 安全配慮</p> <p>洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。</p> <p>－水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。 ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状 																												

ページ	修正案	現行												
	<p>態で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動は、原則として複数人で行う。 ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。 ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。 ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。 ・津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。 	<p>態で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動は、原則として複数人で行う。 <p>(新規)</p>												
風-3-45	<p>5 水防本部の組織</p> <p>(3) 各班の事務分掌は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防指令班（河川環境課） (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害担当</td> <td> (1) 水防工法の指導に関すること。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 <u>(削除)</u> <u>(4) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	班名	事務分掌	水防指令班（河川環境課） (略)		災害担当	(1) 水防工法の指導に関すること。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 <u>(削除)</u> <u>(4) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。</u>	<p>5 水防本部の組織</p> <p>(3) 各班の事務分掌は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防指令班（河川環境課） (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害担当</td> <td> (1) 水防工法の指導に関すること。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 <u>(4) 公共土木施設の被害状況の収集整理に関すること。</u> <u>(5) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	班名	事務分掌	水防指令班（河川環境課） (略)		災害担当	(1) 水防工法の指導に関すること。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 <u>(4) 公共土木施設の被害状況の収集整理に関すること。</u> <u>(5) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。</u>
班名	事務分掌													
水防指令班（河川環境課） (略)														
災害担当	(1) 水防工法の指導に関すること。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 <u>(削除)</u> <u>(4) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。</u>													
班名	事務分掌													
水防指令班（河川環境課） (略)														
災害担当	(1) 水防工法の指導に関すること。 (2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。 (3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。 <u>(4) 公共土木施設の被害状況の収集整理に関すること。</u> <u>(5) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関すること。</u>													
風-3-46	<p>6 水防本部の配備体制と活動内容</p> <p>(1) 水防配備</p>	<p>6 水防本部の配備体制と活動内容</p> <p>(1) 水防配備</p>												

ページ	修正案	現行
	<p>ア (略)</p> <p>イ 水防警報発表による配備 水防法第16条に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、現地指導班長が水防警報を発表した場合には、その管内の配備体制をとることとする。 <u>この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ダム洪水警戒体制発令による配備 ダム管理事務所が洪水警戒体制を執るときは、指揮監及び<u>その管内の</u>現地指導班長に報告し、<u>当該</u>現地指導班及び水防本部は配備体制をとることとする。この場合、現地指導班長は速やかに指揮監に報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 水防警報発令による配備 水防法に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、現地指導班長が水防警報を発表した場合には、その管内の配備体制をとることとする。 <u>(新規)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ ダム洪水警戒体制発令による配備 ダム管理事務所が洪水警戒体制を執るときは、指揮監及び現地指導班長に報告し、その管内の現地指導班及び水防本部は配備体制をとることとする。この場合、現地指導班長は速やかに指揮監に報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。</p>
風-3-48	<p>(2) 水防配備体制 水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について</p> <p>利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。</p> <p>県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。(自動配備)<u>ただし、潮の影響、水位計の故障等による異常水位の場合は、水防配備体制をとらない。</u></p> <p>県が指定する水防警報河川以外の河川において、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な水防配備体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。(自動配備)<u>ただし、潮の影響、水位計の故障等による異常水位の場合は、水防配備体制をとらない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>※ 津波については、<u>津波警報等の種類に応じて</u>自動配備となっているが、水防については<u>水防活動が必要で、かつ活動可能時間が確保</u></p>	<p>(2) 水防配備体制 水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について</p> <p>利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。</p> <p>県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。(自動配備)</p> <p>県が指定する水防警報河川以外の河川において、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な水防配備体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。(自動配備)</p> <p>※1 構成人員については、目安であり、現地指導班ごとに事前に定めることとする。</p> <p>※2 津波については、<u>道路環境課及び防災危機管理部防災対策課の体制</u>で自動配備となっているが、水防については<u>必要に応じて配備す</u></p>

ページ	修正案	現行																										
	<p><u>できる場合のみ</u>配備するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">水防本部指令班</th> <th colspan="3">人員 (人)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">現地指導班</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>海匝土木事務所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防準備体制</td> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水防注意体制</td> <td>5</td> <td>(略)</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>水防警戒体制</td> <td>1 3</td> <td>(略)</td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>水防非常 第一・第二体制</td> <td>1 6</td> <td>(略)</td> <td><u>5</u></td> </tr> </tbody> </table>	水防本部指令班	人員 (人)			現地指導班			(略)	海匝土木事務所		水防準備体制	3	(略)	2	水防注意体制	5	(略)	<u>3</u>	水防警戒体制	1 3	(略)	<u>5</u>	水防非常 第一・第二体制	1 6	(略)	<u>5</u>	るものとする。
水防本部指令班	人員 (人)																											
	現地指導班																											
	(略)	海匝土木事務所																										
水防準備体制	3	(略)	2																									
水防注意体制	5	(略)	<u>3</u>																									
水防警戒体制	1 3	(略)	<u>5</u>																									
水防非常 第一・第二体制	1 6	(略)	<u>5</u>																									
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">水防本部指令班</th> <th colspan="3">人員 (人)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">現地指導班</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>海匝土木事務所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防準備体制</td> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水防注意体制</td> <td>5</td> <td>(略)</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>水防警戒体制</td> <td>1 3</td> <td>(略)</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>水防非常 第一・第二体制</td> <td>1 6</td> <td>(略)</td> <td><u>3</u></td> </tr> </tbody> </table>	水防本部指令班	人員 (人)			現地指導班			(略)	海匝土木事務所		水防準備体制	3	(略)	2	水防注意体制	5	(略)	<u>2</u>	水防警戒体制	1 3	(略)	<u>3</u>	水防非常 第一・第二体制	1 6	(略)	<u>3</u>
水防本部指令班	人員 (人)																											
	現地指導班																											
	(略)	海匝土木事務所																										
水防準備体制	3	(略)	2																									
水防注意体制	5	(略)	<u>2</u>																									
水防警戒体制	1 3	(略)	<u>3</u>																									
水防非常 第一・第二体制	1 6	(略)	<u>3</u>																									
風-3-49	<p>7 水防配備指令伝達系統（令和<u>7</u>年4月現在）</p> <p><u>【修正原稿別紙】</u></p>	7 水防配備指令伝達系統（令和 <u>5</u> 年4月現在）																										
風-3-51	<p>第4節 避難計画</p> <p>1 計画方針（防災危機管理部）</p> <p>市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営等の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。</p>	<p>第3節 地震・火災避難計画</p> <p>1 計画方針（防災危機管理部）</p> <p>市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。</p>																										
風-3-54	<p>5 避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。</p> <p><u>なお、市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所について当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p>	<p>5 避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>																										
風-3-54	<p>(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営等の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p>	<p>(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p>																										

ページ	修正案	現行
風-3-54	<p>(4) 市町村は、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。</p> <p>特に、女性専用の相談窓口、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>(4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。</p> <p>また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。</p>
風-3-54	(6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療 <u>福祉</u> サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。	(6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
風-3-55	(9) 市町村は、「災害時における避難所運営等の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。	(9) 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
風-3-55	<p>(10) 市町村は、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>また、感染症により自宅療養中の住民が<u>避難所</u>に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 市町村は、避難所等における女性や<u>こども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置</p>	<p>(10) 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>(略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 市町村は、避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置す</p>

ページ	修正案	現行
	<p>する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>こども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>る、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>
風-3-56	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、県は避難所等の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースを避難所等へ派遣する。</p>	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p>
風-3-56	<p>(2) 外国人への対応</p> <p>市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営等の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。</p>	<p>(2) 外国人への対応</p> <p>市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。</p>
風-3-57	<p>5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）</p> <p>また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、<u>避難所等</u>において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。</p>	<p>5 被災した要配慮者等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）</p> <p>また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、<u>被災地</u>及び<u>避難所</u>において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。</p>
風-3-62	<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ウ) 災害時においては救護本部を設置し、<u>保健医療福祉調整本部</u>及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p>	<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ウ) 災害時においては救護本部を設置し、<u>県の災害医療本部</u>及び<u>合同救護本部</u>、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p>

ページ	修正案	現行
風-3-62	<p>ウ 県</p> <p>(エ) 災害時においては、県庁に<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーター<u>並びに県内全域の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う災害薬事コーディネーターを保健医療福祉調整本部に</u>、地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーター<u>並びに地域内の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う地域災害薬事コーディネーターを合同救護本部に</u>、それぞれ配置する。また、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の各市に、地域災害薬事コーディネーターを配置するよう努める。</p>	<p>ウ 県</p> <p>(エ) 災害時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>災害医療本部に</u>県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、<u>合同救護本部に</u>地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。</p>
風-3-63	<p>エ 医療機関</p> <p>(エ) (略)</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、<u>平時</u>から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p>	<p>エ 医療機関</p> <p>(エ) (略)</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、<u>平常時</u>から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p>
風-3-63	<p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては<u>保健医療福祉調整本部</u>を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(イ) <u>災害医療班長</u>は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ<u>災害薬事コーディネーター及び</u>専門調整員から専門分野に係る助言を得て、<u>災害医療班</u>の活動を統括する。</p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ<u>地域災害薬事コーディネーター及び</u>地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を</p>	<p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては<u>災害医療本部</u>を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(イ) <u>災害医療本部長</u>は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、<u>災害医療本部</u>の活動を統括する。</p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</p>

ページ	修正案	現行
	<p>統括する。</p> <p>(エ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。</p> <p>(オ) <u>保健医療福祉調整本部</u>にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてD P A Tや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療班</u>の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、<u>また、必要に応じ地域災害薬事コーディネーターから専門分野に係る助言を得て、</u>救護本部の活動を統括する。</p>	<p>(エ) <u>災害医療本部内</u>にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。</p> <p>(オ) <u>災害医療本部内</u>にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてD P A Tや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(カ) 県が対応するDMA T以外の医療救護班については、<u>災害医療本部内</u>の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。</p>
風-3-64	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>保健医療福祉調整本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>保健医療福祉調整本部</u>は搬送先の確保に努める。</p>	<p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、<u>災害医療本部</u>に搬送先の確保を要請し、要請を受けた<u>災害医療本部</u>は搬送先の確保に努める。</p>
風-3-64	<p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。</p>	<p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、<u>平常時</u>と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。</p>
風-3-65	<p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</p> <p>災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p> <p>(ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提</p>	<p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</p> <p>災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p> <p>(ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提</p>

ページ	修正案	現行
	<p>供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、<u>保健医療福祉調整本部</u>に提供を要請する。</p> <p>(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては<u>保健医療福祉調整本部</u>に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、<u>保健医療福祉調整本部</u>に供給を要請する。</p>	<p>供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、<u>災害医療本部</u>に提供を要請する。</p> <p>(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては<u>災害医療本部</u>に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、<u>災害医療本部</u>に供給を要請する。</p>
風-3-67	医療救護活動の体系図 <u>保健医療福祉調整本部</u>	医療救護活動の体系図 県災害医療本部
風-3-70	<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>5 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する<u>応急対策班</u>を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>応急対策班</u>は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、D M A T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>応急対策班</u>は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るために、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>5 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する<u>航空運用調整班</u>を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班</u>は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、D M A T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班</u>は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るために、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>
風-3-73	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(4) 道路啓開</p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(4) 道路啓開</p>

ページ	修正案	現行
	<p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p><u>道路啓開活動については、迅速に行えるよう道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u></p> <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</p>
風-3-79	<p>4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） (4) 飛行場等 ウ 臨時離発着場 千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター、幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園、 <u>北総花の丘公園、長生の森公園、八千代広域公園</u></p>	<p>4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） (4) 飛行場等 ウ 臨時離発着場 千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター、幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園</p>
風-3-80	<p>第8節 救援物資供給活動 1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） (3) 水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給 ア 飲料水供給方法 応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。 <u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p>	<p>第8節 救援物資供給活動 1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） (3) 水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給 ア 飲料水供給方法 応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
風-3-81	<p>(4) 県営水道の応急給水 なお、<u>平時</u>から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。</p>	<p>(4) 県営水道の応急給水 なお、<u>平常時</u>から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。</p>

ページ	修正案	現行																		
風-3-82	2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）	2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、 <u>健康福祉部</u> 、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）																		
風-3-82	県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、 <u>新物資システム（B-PLo）</u> を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。	県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。																		
風-3-84	(3) 救援物資の供給体制の確保 オ その他の輸送手段の選定 (イ) 航空機輸送 道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊等に対して航空機 <u>及び無人航空機等</u> による輸送を要請する。	(3) 救援物資の供給体制の確保 オ その他の輸送手段の選定 (イ) 航空機輸送 道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊等に対して航空機による輸送を要請する。																		
風-3-86	第9節 広域応援の要請及び県外支援 1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村） (2) 応急措置の実施要請及び応援の要求 イ （略） <u>ウ 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。</u>	第9節 広域応援の要請及び県外支援 1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村） (2) 応急措置の実施要請及び応援の要求 イ （略） <u>（新規）</u>																		
風-3-87	3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） (1) 救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.5</u> 施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東葛・葛南ゾーン</td> <td>(略) 海上自衛隊下総航空基地 <u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u></td> <td>(略) 自衛隊 消防、警察</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 <u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u>	(略) 自衛隊 消防、警察	(略)			3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） (1) 救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.4</u> 施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東葛・葛南ゾーン</td> <td>(略) 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場</td> <td>(略) 自衛隊 消防、警察</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場	(略) 自衛隊 消防、警察	(略)		
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																		
東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 <u>鎌ヶ谷市営陸上競技場</u>	(略) 自衛隊 消防、警察																		
(略)																				
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																		
東葛・葛南ゾーン	(略) 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場	(略) 自衛隊 消防、警察																		
(略)																				

ページ	修正案					現行				
	館山・鴨川・勝浦ゾーン	(略) 県立館山運動公園 <u>道の駅とみうら</u>	(略) 自衛隊、消 防、警察 <u>警察</u>			館山・鴨川・勝浦ゾーン	(略) 県立館山運動公園 <u>(新規)</u>	(略) 自衛隊、消 防、警察 <u>(新規)</u>		
風-3-90	(6) 人的応援・受援 ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等に基づく、国への応援要請					(6) 人的応援・受援 ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請				
風-3-91	7 市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村） 市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>県は、市町村に対し、受援体制の実効性を確保するために、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u> 特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 <u>また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u>					7 市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村） 市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>(新規)</u> 特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 <u>(新規)</u>				
風-3-92	第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） <u>過去の災害</u> で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。					第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） <u>東日本大震災及び熊本地震</u> で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。				

ページ	修正案	現行
風-3-93	(1) 人材支援 イ 保健師等チームの派遣	(1) 人材支援 イ 保健師チームの派遣
風-3-93	オ <u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用した災害時学校支援チームの派遣</u>	オ <u>スクールカウンセラー等の派遣</u>
風-3-93	カ <u>被災宅地危険度判定士の派遣</u>	カ <u>被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣</u>
風-3-93	17 広域避難（総務部、防災危機管理部、県土整備部、市町村）	17 広域避難（総務部、防災危機管理部、 <u>健康福祉部</u> 、県土整備部、市町村）
風-3-94	18 広域一時滞在 (1) 広域一時滞在の調整手続等 エ (略) <u>オ 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u>	18 広域一時滞在 (1) 広域一時滞在の調整手続等 エ (略) <u>(新規)</u>
風-3-100	第3章 災害応急対策計画 第11節 学校等の安全対策・文化財の保護 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。	第3章 災害応急対策計画 第11節 学校等の安全対策・文化財の保護 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。
風-3-102	5 文化財の応急対策（教育庁、市町村） (2) 災害時の応急措置 ウ (略) 建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化財的価値が失われないよう措置をとる。 <u>建造物以外の</u> 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。	5 文化財の応急対策（教育庁、市町村） (2) 災害時の応急措置 ウ (略) 建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
風-3-104	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 1 保健活動（健康福祉部、市町村） (2) 避難所等巡回による被災者の健康管理 市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医	第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 1 保健活動（健康福祉部、市町村） (2) 避難所等巡回による被災者の健康管理 市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医

ページ	修正案	現行
	<p>療<u>福祉</u>活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 活動体制の整備</p> <p>保健所（健康福祉センター）及び市町村は、<u>平時</u>から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・<u>管理栄養士等</u>の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。</p> <p>保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・<u>管理栄養士等</u>を派遣するとともに、市町村の要請を<u>保健医療福祉調整本部</u>に報告する。</p> <p><u>保健医療福祉調整本部</u>は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省へ<u>広域応援派遣</u>調整を依頼し、受援調整を行う。</p>	<p>療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 活動体制の整備</p> <p>保健所（健康福祉センター）及び市町村は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・<u>栄養士</u>の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。</p> <p>保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・<u>栄養士</u>を派遣するとともに、市町村の要請を<u>健康福祉部</u>に報告する。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p>
風-3-105	<p>3 防疫（健康福祉部、市町村）</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p> <p>ア 県の業務</p> <p>(イ) <u>汚染された場所の消毒</u>命令</p> <p>保健所（健康福祉センター）は、感染症予防上必要と認めるときは、感染症法第27条に基づき必要な命令を行うものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(ウ) 市町村に対する指示</u></p> <p><u>上記命令によっては、感染症の発生及びまん延を防止することが困難であると認めたときは、感染症法第27条第2項の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等が実施する。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 感染症法第31条の規定により、必要があると認めるときは、<u>生活の用に供される水の使用制限等の命令を行うものとする。</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>3 防疫（健康福祉部、市町村）</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p> <p>ア 県の業務</p> <p>(イ) <u>市町村に対する指示及び命令</u></p> <p>県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。</p> <p><u>(ウ) 広報の徹底</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 感染症法第31条による給水制限</p> <p>(カ) (略)</p> <p><u>(キ) 消毒の実施</u></p> <p><u>感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認め</u></p>

ページ	修正案	現行
	<p>(キ) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有 (ク) 専門家の派遣要請</p>	<p>たときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</p> <p>(ク) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有 (ケ) 専門家の派遣要請</p>
風-3-106	<p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、<u>検案医師等</u>により実施する。</p>	<p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、<u>県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等</u>（以下「<u>検案医師等</u>」という。）により実施する。</p>
風-3-106	<p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 エ 警察が行う<u>死体</u>の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、<u>検視・死体調査</u>場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。</p>	<p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 エ 警察が行う<u>災害死者</u>の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、<u>検視場所</u>、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。</p>
風-3-106	<p>(2) 検案医師等の出動要請 <u>（削除）</u> ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(2) 検案医師等の出動要請 <u>県警察における計画を除き、</u> ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。</p>
風-3-106	<p>(3) 災害救助法による救助の基準等 ア 死体の搜索 <u>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ</u>各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。 なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。 イ 死体の処理 灾害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。</p>	<p>(3) 災害救助法による救助の基準等 ア 死体の搜索 <u>行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。</u> なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。 イ 死体の処理 灾害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。</p>

ページ	修正案	現行
	<p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合</p> <p>b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合 (略)</p> <p>ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する<u>知事</u>に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。</p>	<p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合</p> <p>b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合 (略)</p> <p>ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する<u>都道府県知事</u>に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。</p>
風-3-107	<p>c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則、刑事訴訟法第229条(検視)、検視規則に基づき、警察官の死体の<u>検視・死体調査等</u>終了後、警察から<u>遺族等</u>又は市町村<u>長</u>に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</p>	<p>c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則(平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正)、刑事訴訟法第229条(検視)、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)に基づき、警察官の死体の<u>調査</u>又は<u>検視</u>終了後、警察当局から<u>遺族</u>又は市町村<u>等の関係者</u>に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</p>
風-3-107	<p>ウ 埋葬等</p> <p>災害の際に死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、<u>遺族等</u>が埋葬等を行う<u>こと</u>が困難な場合又は死亡した者に<u>遺族等がいない</u>場合に応急的に埋葬等を行うもの。</p>	<p>ウ 埋葬等</p> <p>災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、<u>遺族</u>が埋葬等を行う<u>事が</u>困難な場合又は、<u>死亡した者</u>の<u>遺族がない</u>場合に応急的に埋葬等を行うもの。</p>
風-3-107	<p>(ア) 埋葬等を行う場合</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合(死因及び場所の如何を問わない。)</p>	<p>(ア) 埋葬等を行う場合</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合(死因及び場所の如何を問わない)</p>
風-3-107	<p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ア) <u>検視・死体調査</u>、身元確認体制の確立</p> <p>警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、<u>検視・死体調査の立会い及び</u>死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、<u>必要に応じて</u>他の都道府県警察の応援を得て、死体発見時の<u>検視・死体調査等</u>を行う職員の確保に努めるものとする。</p>	<p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ア) <u>検視・身元確認体制の確立</u></p> <p>警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、<u>死体安置場所を確保する</u>とともに、死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、<u>検視及び死体発見時の調査等</u>を行う職員の確保に努めるものとする。</p>
風-3-107	<p>(イ) 死体の<u>検視・死体調査等</u></p> <p>警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等に基づき、死体の<u>検視・死体調査等</u>を行い、身元が<u>明らかに</u></p>	<p>(イ) 死体の<u>調査</u></p> <p>警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の<u>調査</u>を行い、身元が<u>判明したもの</u>について、</p>

ページ	修正案	現行
	<p>なったときは、所定の手続を経て<u>遺族等に引き渡すものとし、遺族等に引き渡すことができないとき、又はその身元を明らかにすることができないと認めるときは、所定の手続を経て市町村長に引き渡すものとする。</u></p>	所定の手続を経て <u>遺族に引渡す。</u>
風-3-107	<p>(ウ) 身元を明らかにするための措置 警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を<u>収集し、</u>及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人身、着衣、所持品、特徴等の資料を<u>関係機関</u>に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。</p> <p>(エ) 死体の搜索及び収容に対する協力 警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて<u>関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行うものとする。</u></p>	<p>(ウ) 身元を明らかにするための措置 警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を<u>収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人身、着衣、所持品、特徴等の資料を<u>関係方面</u>に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。</u></p> <p>(エ) 死体の搜索及び収容に対する協力 警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて<u>関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。</u></p>
風-3-107	<p>イ 海上保安部（署）における計画 (ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、<u>身元が明らかになったときは、所定の手続を経て<u>遺族等に引渡し、</u>身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。</u></p>	<p>イ 海上保安部（署）における計画 (ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、<u>身元が判明したものについては、所定の手続を経て<u>遺族に引渡し、</u>身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。</u></p>
風-3-108	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） (1) 災害廃棄物処理 ア 実施機関 (イ) (略) また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</p> <p><u>さらに、市町村が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</u></p>	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） (1) 災害廃棄物処理 ア 実施機関 (イ) (略) また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「<u>地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定</u>」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。 <u>(新規)</u></p>

ページ	修正案	現行
	<p><資料編1－12 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定></p> <p><資料編1－12 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定></p> <p><資料編1－12 災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定></p>	<p><資料編1－12 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定></p> <p><資料編1－12 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定></p> <p>(新規)</p>
風-3-109	<p>(1) 災害廃棄物処理</p> <p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>(イ) 災害廃棄物の処理方針</p> <p>d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針 産業廃棄物に該当するものは、<u>平時</u>と同様に事業者の責任において処理するものとする。</p>	<p>(1) 災害廃棄物処理</p> <p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>(イ) 災害廃棄物の処理方針</p> <p>d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針 産業廃棄物に該当するものは、<u>平常時</u>と同様に事業者の責任において処理するものとする。</p>
風-3-109	<p>e し尿に関する処理方針 また、必要に応じ「<u>災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定</u>」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</p> <p><資料編1－12 <u>災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定</u>></p>	<p>e し尿に関する処理方針 また、必要に応じ、「<u>大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定</u>」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。</p> <p><資料編1－12 <u>大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定</u>></p>
風-3-110	<p>(2) 障害物の除去</p> <p>ウ 住宅関連障害物除去計画</p> <p>(ウ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施</p> <p>b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）</p> <p>(エ) NPOや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去 <u>コミュニティ確保の一環として行われるNPOやボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去については、県または市町村が重機を調達し、社会福祉協議会などを通じてNPOやボランティア団体等に貸与するなど連携強化を図る。</u></p>	<p>(2) 障害物の除去</p> <p>ウ 住宅関連障害物除去計画</p> <p>(ウ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施</p> <p>b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）</p> <p>(新規)</p>
風-3-112	第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 また、被災宅地による二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定を	第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危

ページ	修正案	現行
	実施するとともに、日頃から判定士等の養成を行う。	陥度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から <u>応急危険度判定士等の養成を行う。</u>
風-3-113	<p>3 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村） 市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</u></p> <p>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u> 被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>	<p>3 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村） 市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</u> 県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。</p> <p><u>また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</u> 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、<u>応急危険度判定の判定結果等</u>を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>
風-3-114	<p>第15節 ライフライン関連施設等の復旧対策 1 水道施設（総合企画部、企業局） (2) 応急復旧 応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。 ア 復旧の優先順位 (ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。 (イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。 <u>(ウ) 宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> (略) エ 被害発生の把握及び緊急措置</p>	<p>第15節 ライフライン関連施設等の復旧対策 1 水道施設（総合企画部、企業局） (2) 応急復旧 応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。 ア 復旧の優先順位 (ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。 (イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。 <u>(新規)</u> (略) エ 被害発生の把握及び緊急措置</p>

ページ	修正案	現行
	<p>浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。</p> <p><u>オ 上下水道一体の対応</u> <u>上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となつた対応に努める。</u></p>	<p>浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。</p> <p><u>(新規)</u></p>
風-3-125	<p>5 通信施設 (1) <u>N T T 東日本(株)千葉事業部</u></p>	<p>5 通信施設 (1) <u>東日本電信電話(株)千葉事業部</u></p>
風-3-126	<p>(2) <u>(株)N T T ドコモ</u> イ 災害時の応急措置 (ウ) 災害時の広報 d 「災害用伝言板」の提供開始</p>	<p>(2) <u>(株)N T T ドコモ</u> イ 災害時の応急措置 (ウ) 災害時の広報 d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始</p>
風-3-130	<p>第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図るものとする。また、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、国は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、N P O、ボランティア等の三者で連携し、<u>平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化</u>を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、N P O、ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>
風-3-132	<p>4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p> <p><u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する県民等の関心と理解を深めるとともに休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置</u></p>	<p>4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p> <p><u>常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。</u></p>

ページ	修正案	現行																																										
	<p><u>を講ずるものとする。</u></p> <p>(1) 平時におけるボランティア意識の啓発 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民<u>等</u>にボランティア意識の醸成を図る。</p>	<p>(1) 平時におけるボランティア意識の啓発 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。</p>																																										
風-3-132	<p>「千葉県県民活動推進計画」に基づき、様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民<u>等</u>の理解と活動への参加の促進を図る。</p>	<p>「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「<u>ちば県民活動PR月間</u>」<u>等</u>様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。</p>																																										
風-3-132	<p>(2) 災害時における参加の呼びかけ なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。</p>	<p>(2) 災害時における参加の呼びかけ なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。</p>																																										
風-3-133	<p>5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 県担当部局による登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護、地域保健</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等</td> <td>健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*</td> <td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td> <td>県土整備部建築指導課 県土整備部<u>宅地安全課</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部障害者福祉推進課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td> <td>(公財)ちば国際コンベンションビューローー語学ボランティア、災害時外国人サポートー</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(一社)日本アマチュア無線連盟</td> <td>防災危機管理部防災対策課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 <u>宅地安全課</u>	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローー語学ボランティア、災害時外国人サポートー	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課	<p>5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 県担当部局による登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護、地域保健</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等</td> <td>健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*</td> <td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td> <td>県土整備部建築指導課 県土整備部<u>都市計画課</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>障害者支援</td> <td>支援団体</td> <td>健康福祉部障害者福祉推進課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td> <td>(公財)ちば国際コンベンションビューローー語学ボランティア、災害時外国人サポートー</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(一社)日本アマチュア無線連盟</td> <td>防災危機管理部防災対策課</td> </tr> </tbody> </table>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 <u>都市計画課</u>	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローー語学ボランティア、災害時外国人サポートー	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																										
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課																																										
被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 <u>宅地安全課</u>																																										
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																										
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課																																										
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローー語学ボランティア、災害時外国人サポートー	総合企画部国際課																																										
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課																																										
活動分野	個人・団体	県受付窓口																																										
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課																																										
被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部 <u>都市計画課</u>																																										
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課																																										
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課																																										
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローー語学ボランティア、災害時外国人サポートー	総合企画部国際課																																										
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟	防災危機管理部防災対策課																																										

ページ	修正案	現行									
風-3-133	(4) 各種ボランティア団体との連携 県災害ボランティアセンターは、市町村 <u>災害ボランティアセンタ</u> <u>二、災害中間支援組織</u> 、ボランティア団体・N P O 法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。	(4) 各種ボランティア団体との連携 県災害ボランティアセンターは、市町村 <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>独自に活動するボランティア団体</u> ・N P O 法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。									
風-4-2	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村） 併せて、 <u>市町村が作成する被災者台帳のデジタル化が促進されるよう、被災者支援システムの導入を進める。</u>	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村） 併せて、被災者台帳の <u>作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>									
風-4-6	7 生活相談（全庁、市町村） <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>機 関 名</th><th>相 談 の 取 扱 い</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">県</td><td>1 (略)</td></tr><tr><td>2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため避難所等において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者等への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施</td></tr></tbody></table>	機 関 名	相 談 の 取 扱 い	県	1 (略)	2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため避難所等において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者等への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施	7 生活相談（全庁、市町村） <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>機 関 名</th><th>相 談 の 取 扱 い</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">県</td><td>1 (略) 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施</td></tr></tbody></table>	機 関 名	相 談 の 取 扱 い	県	1 (略) 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施
機 関 名	相 談 の 取 扱 い										
県	1 (略)										
	2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため避難所等において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者等への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施										
機 関 名	相 談 の 取 扱 い										
県	1 (略) 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施										
	風-4-15	第4章 災害復旧計画 第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画 5 通信施設 (1) <u>N T T東日本株</u> における復旧の順位	第4章 災害復旧計画 第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画 5 通信施設 (1) <u>東日本電信電話株</u> における復旧の順位								
風-4-15	6 工業用水道施設 (1) 復旧工程 復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないよう、 <u>平時</u> と同様の給水量を確保することを前提として実施する。	6 工業用水道施設 (1) 復旧工程 復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないよう、 <u>平常時</u> と同様の給水量を確保することを前提として実施する。									
風-4-19	第4節 災害復興 2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁） 県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める <u>とともに、早期かつ的確な復興まちづくりに重要となる、市町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援</u> する。	第4節 災害復興 2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁） 県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める <u>こととする</u> 。									

ページ	修正案	現行
	<p>また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。</p>	<p>また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。</p>

○千葉県地域防災計画【第4編 放射性物質事故編】

ページ	修正案	現行
放-3-1	<p>第3章 放射性物質事故予防対策</p> <p>5 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>(1) <u>平時</u>における環境放射線モニタリングの実施 県は<u>平時</u>の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。</p> <p>(2) 放射線測定器等の整備 県は<u>平時</u>又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。</p>	<p>第3章 放射性物質事故予防対策</p> <p>5 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>(1) <u>平常時</u>における環境放射線モニタリングの実施 県は<u>平常時</u>の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。</p> <p>(2) 放射線測定器等の整備 県は<u>平常時</u>又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。</p>
放-3-2	<p>7 退避誘導体制の整備 市町村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、<u>平時</u>から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。 また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、<u>平時</u>より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>8 広報相談活動体制の整備 県は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに県民等からの問い合わせに係る窓口の設置や市町村・報道機関を通じ、県民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、<u>平時</u>から広報相談活動体制を整備するものとする。</p> <p>9 防災教育・防災訓練の実施 (略)</p> <p>(2) 県民に対する知識の普及 県及び市町村は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して<u>平時</u>から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。</p>	<p>7 退避誘導体制の整備 市町村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、<u>平常時</u>から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。 また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、<u>平常時</u>より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>8 広報相談活動体制の整備 県は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに県民等からの問い合わせに係る窓口の設置や市町村・報道機関を通じ、県民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、<u>平常時</u>から広報相談活動体制を整備するものとする。</p> <p>9 防災教育・防災訓練の実施 (略)</p> <p>(2) 県民に対する知識の普及 県及び市町村は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して<u>平常時</u>から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。</p>
放-3-3	10 県内事業所における事故予防対策	10 県内事業所における事故予防対策

ページ	修正案	現行																										
	<p>(1) 核燃料物質使用事業所 イ 放射線監視体制の強化 核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、<u>平時</u>における放射線量等の把握に努めるものとする。</p>	<p>(1) 核燃料物質使用事業所 イ 放射線監視体制の強化 核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、<u>平常時</u>における放射線量等の把握に努めるものとする。</p>																										
放-4-3	<p>9 広報相談活動 (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、<u>県公式SNS</u>、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。</p>	<p>9 広報相談活動 (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。</p>																										
放-4-7	<p>【別 表】1 配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">放射性物質事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>本 庁</td> <td>防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>販売輸出戦略</u>課 <u>環境</u>農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁<u>企画管理部教育総務</u>課</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質事故			(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。	(情報収集体制・災害即応体制)	本 庁	防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>販売輸出戦略</u> 課 <u>環境</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>企画管理部教育総務</u> 課	配備を要する課等		<p>【別 表】1 配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">放射性物質事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>本 庁</td> <td>防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>流通販売</u>課 <u>安全</u>農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁<u>教育振興部保健体育</u>課</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質事故			(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。	(情報収集体制・災害即応体制)	本 庁	防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>流通販売</u> 課 <u>安全</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>教育振興部保健体育</u> 課	配備を要する課等	
放射性物質事故																												
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき																										
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。																										
(情報収集体制・災害即応体制)	本 庁	防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>販売輸出戦略</u> 課 <u>環境</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>企画管理部教育総務</u> 課																										
	配備を要する課等																											
放射性物質事故																												
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき																										
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。																										
(情報収集体制・災害即応体制)	本 庁	防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 <u>流通販売</u> 課 <u>安全</u> 農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁 <u>教育振興部保健体育</u> 課																										
	配備を要する課等																											

○千葉県地域防災計画【第5編 大規模火災等編】

ページ	修正案	現行																		
大-1-3	<p>第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 8 文化財の防火対策 本県には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定等文化財として保護しているが、特に、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。</p>	<p>第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 8 文化財の防火対策 本県には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。</p>																		
大-1-7	<p>第3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">大規模火災</th> </tr> <tr> <th>本部 第3 配備 本部 第1 （</th><th>灾害 対策 部 第3 配備 する 課等</th><th>配備 を要 する 課等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	大規模火災			本部 第3 配備 本部 第1 （	灾害 対策 部 第3 配備 する 課等	配備 を要 する 課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課			<p>第3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">大規模火災</th> </tr> <tr> <th>本部 第3 配備 本部 第1 （</th><th>灾害 対策 部 第3 配備 する 課等</th><th>配備 を要 する 課等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	大規模火災			本部 第3 配備 本部 第1 （	灾害 対策 部 第3 配備 する 課等	配備 を要 する 課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課		
大規模火災																				
本部 第3 配備 本部 第1 （	灾害 対策 部 第3 配備 する 課等	配備 を要 する 課等																		
本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課																				
大規模火災																				
本部 第3 配備 本部 第1 （	灾害 対策 部 第3 配備 する 課等	配備 を要 する 課等																		
本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課																				
大-2-1	<p>第2章 林野火災対策 第1節 基本方針 <u>(削除)</u></p> <p><u>大規模な林野火災が発生した場合、貴重な森林資源を大量に焼失するおそれがあるほか、家屋等への被害及び市町村境を越えた拡大などが懸念されるところである。</u></p> <p><u>特に、令和7年2月26日に岩手県大船渡市赤崎町字合足地内で発生した林野火災は、それまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、火災の覚知から約2時間で延焼範囲は600ha以上にも達し、最終的には約3,370haとなる昭和39年以降では最大の林野火災となった。</u></p>	<p>第2章 林野火災対策 第1節 基本方針</p> <p><u>近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>																		

ページ	修正案	現行
大-2-1	<p>(削除)</p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意し、林野火災に対する対策について定める。</u></p>	<p>また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。</p> <p>(新規)</p>
大-2-1	(削除)	<p>なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。</p>
大-2-2	<p>第2節 予防計画</p> <p>1 防災活動の促進</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 県及び市町村は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会</p>	<p>第2節 予防計画</p> <p>1 広報宣伝</p> <p>(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意 県及び市町村は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、市町村防災行政無線、市町村広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。</p> <p>(2) 観光会社、交通機関等による啓発 県は、鉄道・バス会社、旅館等に協力を要請しポスターの掲示などの啓発宣伝を実施する。</p> <p>(3) 会議等の開催による宣伝 県は、林業関係者等を招集し、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。</p> <p>(4) 学校教育による指導 県及び市町村は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。</p> <p>(5) 山火事予防運動の実施 県、市町村及び森林組合は、山火事予防運動週間に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。</p> <p>(新規)</p>

ページ	修正案	現行
	<p>やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</p> <p>(2) 県及び市町村は、自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報活動に努める。</p> <p>(3) 県及び市町村は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るために、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水などの普及と初期消火のための施設の配備を促進する。</p> <p>(4) 市町村は、林野火災の予防に関する住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。</p>	
大-2-2	<p>2 法令による規制 <u>(削除)</u></p> <p>(1) 市町村は、市町村条例に基づき林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令に努める。また、県は、県内の林野火災注意報及び林野火災警報の発令状況の把握に努める。</p> <p>(2) 市町村は、市町村条例に基づきたき火の届出の徹底に努める。</p> <p>(3) 市町村は、森林法第21条による火入れの許可制度の適正な運用に努める。</p>	<p>2 法令による規制</p> <p>(1) 市町村条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項） 市町村は、住民に対し、火災警報発令下における市町村条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条） 林野率が高く火災発生の危険の高い市町村においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。</p> <p>(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条） 市町村は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。 <u>(新規)</u></p>
大-2-2	<u>(削除)</u>	<p>3 予防施設の設置</p> <p>(1) すいがら入れの保持 県、市町村及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。</p>

ページ	修正案	現行
		<p>(2) 立看板等の設置 県は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに立看板等を設置する。</p>
大-2-2	<p><u>3 林野火災に対する警戒の強化</u> <u>(削除)</u></p> <p>(1) 市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、許可した火入れの情報やたき火の届出等を消防機関に共有する。</p> <p>(2) 市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。</p>	<p>4 体制の整備 県は、入山者の多い山林を中心に県林業事務所及び外部委託による巡視を実施する。 <u>(新規)</u></p>
大-2-2	<u>(削除)</u>	<p>5 消火施設の設置</p> <p>(1) 水槽の設置（自然水利の活用） 県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、渓間の安定を図るため、谷止工の活用等により防火用水の確保を図る。 県、市町村及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。</p> <p>(2) 自衛隊の支援 県は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。</p> <p>(3) 簡易消火用具の配備 県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。</p>
大-2-2	<u>4 林野火災に強い地域づくり</u> <u>(削除)</u>	<p>6 林野等の整備</p> <p>(1) 林業経営 森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。</p> <p>(2) 林道 県及び市町村は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。</p> <p>(3) 防火線 県、市町村及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。</p>

ページ	修正案	現行
	<p>(1) 市町村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。</p> <p>(2) 県及び市町村は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等に努める。</p> <p>(3) 森林所有者、林業事業体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。</p>	(新規)
大-2-3	(削除)	<p>7 林野火災特別地域対策事業</p> <p>(1) 林野火災特別地域の決定</p> <p>事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の関係市町村が県と協議して決定する。</p> <p>ア 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村</p> <p>イ 過去5年間における林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間における林野火災の出火件数20件以上の市町村</p> <p>ウ 上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村</p> <p>(2) 林野火災特別地域対策事業計画の作成</p> <p>林野火災特別地域内の関係市町村は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。</p>
大-2-3	第3節 応急対策計画 (削除)	<p>第3節 応急対策計画</p> <p>2 消防計画の樹立</p> <p>(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成</p> <p>県は、林野の所在する市町村を指導し、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。</p> <p>(2) 消防の出動と配分図</p> <p>消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。</p> <p>(3) 重点地域の指定</p> <p>特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集</p>

ページ	修正案	現行
		<p><u>中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。</u></p> <p>(4) モデル地区の設置 <u>モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。</u></p> <p>(5) 消防計画図の作成 <u>市町村で作成されている消防計画のなかにも、林野火災消防計画図をとり入れさせる。</u></p> <p>3 総合的消防体制の確立</p> <p>(1) 警報連絡体制の確立 <u>火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。</u></p> <p>(2) 大規模火災における指揮体制の確立 <u>応援消防組織の指揮は応援を要請した市町村長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。</u></p> <p>(3) 防御機器等の整備 <u>林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。</u></p> <p>(4) 地域自衛組織の育成 <u>森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。</u></p> <p>(5) 防災訓練の実施 <u>機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。</u></p> <p>(6) 広域応援体制の確立 <u>初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。</u></p> <p>(7) 航空機による空中消火体制の整備 <u>空からの消火については、被災市町村（または消防本部（局））からの要請に基づき、消防庁に対し消防組織法第44条による広域航空消防応援を要請するなど、他機関の航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。</u></p> <p>(8) 救護体制の確立</p>

ページ	修正案	現行
	<p>2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(1) 県及び市町村は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。</p> <p>(2) 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。</p> <p>(3) 市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</p> <p>(4) 市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。</p> <p>(5) 市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</p> <p>(6) 市町村は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利等の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、必要に応じて、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</p> <p>(7) 消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。</p> <p>(8) 県及び市町村は、国の機関、林業事業体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施する。</p> <p>3. 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(1) 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</p> <p>(2) 県及び被災市町村は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。</p> <p>(3) 林業事業体は、県や市町村等との連携を図り、初期対応、情報連絡</p>	<p>日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。</p> <p>(新規)</p>

ページ	修正案	現行
	<p>等の協力に努める。</p> <p>(4) 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を県や他の消防機関等に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行う。</p> <p>(5) 都道府県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。</p> <p>4 消火活動</p> <p>(1) 消防機関は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</p> <p>(2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用等により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理等を徹底し、確実な鎮火を行う。</p> <p>(3) 消防機関は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</p> <p>(4) 県は、自衛隊等による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。</p>	
大-2-3	<p>5 林野火災における住民避難</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 市町村は、気象台や消防機関等から防災気象情報や画像・映像情報等を積極的に収集し、速やかに避難指示等の発令の判断を下すよう努める。加えて、延焼拡大のおそれを考慮し、避難指示の発令対象区域外であっても、避難指示の前段階として、火災発生を知らせる情報、避難の準備を促す情報の発表や高齢者等避難の発令を検討するよう努める。</p> <p>(2) 市町村は、地域の実情を踏まえ、高齢者等避難・避難指示等の情報発表に関する基準や考え方を事前に整理・検討するよう努める。</p>	<p>4 避難計画</p> <p>市町村及び県警察は人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。</p>

ページ	修正案	現行												
	(3) 市町村は、地域の実情を踏まえ、林野火災に適した避難先をあらかじめ定めておき、避難指示の発令に際しては、延焼範囲等を考慮しつ具体の避難先を決定するよう努める。													
大-2-4	(削除)	5 立入禁止区域の設定等 県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。												
大-2-4	(削除)	6 その他 (1) 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施 県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。 (2) 森林保険の加入 保険事務を所掌する団体は、未加入森林分の加入を促進する。												
大-2-4	6 二次災害の防止活動 地方公共団体は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。	(新規)												
大-2-5	【別表】 1 配備基準 <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">林野火災</th></tr></thead><tbody><tr><td>(災害対策本部第3配備)</td><td>配備をする課等</td><td>本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課</td></tr></tbody></table>	林野火災			(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課	別表】 1 配備基準 <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">林野火災</th></tr></thead><tbody><tr><td>(災害対策本部第3配備)</td><td>配備をする課等</td><td>本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課</td></tr></tbody></table>	林野火災			(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課
林野火災														
(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課												
林野火災														
(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課												
大-3-8	【別表】 1 配備基準 <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">危険物等災害</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	危険物等災害						別表】 1 配備基準 <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">危険物等災害</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	危険物等災害					
危険物等災害														
危険物等災害														

ページ	修正案				現行					
	(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課		(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部保健体育課			
大-4-4	第4章 油等海上流出灾害対策 第2節 予防計画 2 広域的な活動体制 国、県及び市町村等の各機関は、 <u>平時</u> から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。		第4章 油等海上流出灾害対策 第2節 予防計画 2 広域的な活動体制 国、県及び市町村等の各機関は、 <u>平常時</u> から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。							
大-4-9	第3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準		第3節 応急対策計画 【別表】 1 配備基準							
	(災害即応体制) ・情報収集体制	配備をする課等	油等海上流出灾害		(災害即応体制) ・情報収集体制	配備をする課等	油等海上流出灾害			
			本 庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光政策課 県土整備政策課				本 庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課			

ページ	修正案			現行		
	(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 病院局経営管理 課 教育庁 企画管理部教育総務課	(災害対策本部第3配備)	配備をする課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づ くり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 病院局経営管理 課 教育庁 教育振興部保健体育課

○千葉県地域防災計画（第6編 公共交通等事故編）

ページ	修正案						現行									
公-2-8	第2章 航空機事故災害対策 第1節 基本方針 【別表1】 防災関係機関						第2章 航空機事故災害対策 第1節 基本方針 【別表1】 防災関係機関									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT東日本(株)</td> </tr> </tbody> </table>						機関名等	NTT東日本(株)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> </tr> </tbody> </table>						機関名等	東日本電信電話(株)
機関名等																
NTT東日本(株)																
機関名等																
東日本電信電話(株)																
公-3-1	第3章 鉄道事故災害対策 第1節 基本方針 鉄軌道事業者（1.8事業者） 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）、京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、京葉臨海鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、流鉄株式会社、銚子電気鉄道株式会社、千葉都市モノレール株式会社、いすみ鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（関東支社）、東京都交通局、芝山鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、山万株式会社、株式会社舞浜リゾートライン						第3章 鉄道事故災害対策 第1節 基本方針 鉄軌道事業者（1.9事業者） 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、小湊鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、京葉臨海鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、流鉄株式会社、銚子電気鉄道株式会社、千葉都市モノレール株式会社、いすみ鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（関東支社）、東京都交通局、芝山鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、山万株式会社、株式会社舞浜リゾートライン									
公-3-4	第3節 応急・復旧計画 2 情報収集・伝達体制						第3節 応急・復旧計画 2 情報収集・伝達体制									
	鉄 軌 道 事 業 者	防 災 担 当 課	防 災 無 線 電 話	防 災 無 線 FAX	NT T 電 話	N T T F AX	鉄 軌 道 事 業 者	防 災 担 当 課	防 災 無 線 電 話	防 災 無 線 FAX	NT T 電 話	N T T F AX				
	京 成 電 鉄 (株)	運 輸 指 令 室	641-721	641-722	03-3607- 1143	03-3607- 1198	京 成 電 鉄 (株)	運 輸 指 令 室	641-721	641-722	03-3607- 1143	03-3607- 1198				
	(削除)						新 京 成 電 鐵 (株)	運 輸 指 令 所	643-721	643-722	047-386- 1852	047-386- 1853				
公-3-4		鉄軌道事業者	NT T 電話	NT T FAX				鉄軌道事業者	NT T 電話	NT T FAX						
		東武鉄道(株)	二	二				東武鉄道(株)	二	二						
公-3-8	8 各事業者による応急・復旧対策 図中、「新京成電鉄(株)」削除															

ページ	修正案	現行
公-4-2	<p>第4章 道路事故災害対策</p> <p>第2節 予防計画</p> <p>1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 道路構造物の被災を未然に防止するため、<u>平時</u>において次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 危険箇所の把握・改修 また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、<u>平時</u>においても道路構造物の点検を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 資機材の保有 道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、<u>平時</u>から応急復旧資機材を保有しておくものとする。</p>	<p>第4章 道路事故災害対策</p> <p>第2節 予防計画</p> <p>1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 道路構造物の被災を未然に防止するため、<u>平常時</u>において次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 危険箇所の把握・改修 また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、<u>平常時</u>においても道路構造物の点検を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 資機材の保有 道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、<u>平常時</u>から応急復旧資機材を保有しておくものとする。</p>

○千葉県地域防災計画【資料編】

ページ	修正案	現行
2	<p>[1] 条例、要綱、協定等 [防災会議関係]</p> <p>1 千葉県防災基本条例（平成25年12月26日条例第59号） <資料1-1></p> <p>第二条（略）</p> <p>五 要配慮者 災害対策基本法第八条第二項<u>第十七号</u>に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第二十六条 県は、市町村が行う避難所（災害対策基本法<u>第三十三条の二</u> <u>第一項第一号</u>に規定する避難所をいう。以下同じ。）の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="color:red;">附 則（令和七年十月十日条例第三十三号）</p> <p style="color:red;">この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>[1] 条例、要綱、協定等 [防災会議関係]</p> <p>1 千葉県防災基本条例（平成25年12月26日条例第59号） <資料1-1></p> <p>第二条（略）</p> <p>五 要配慮者 災害対策基本法第八条第二項<u>第十五号</u>に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第二十六条 県は、市町村が行う避難所（災害対策基本法第四十九条の七 <u>第一項</u>に規定する避難所をいう。以下同じ。）の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="color:red;">(新規)</p>
11	<p>[防災会議関係]</p> <p>1 千葉県防災会議条例（昭和37年12月10日条例第37号）<資料1-2></p> <p>千葉県防災会議委員名簿</p> <p>令和<u>7</u>年9月1日現在</p> <p style="color:red;">【修正原稿別紙】</p>	<p>[防災会議関係]</p> <p>1 千葉県防災会議条例（昭和37年12月10日条例第37号）<資料1-2></p> <p>千葉県防災会議委員名簿</p> <p>令和<u>6</u>年9月1日現在</p>
14	<p>4 千葉県防災会議幹事会運営要領<資料1-5></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和<u>7</u>年9月1日から施行する。</p> <p style="color:red;">【修正原稿別紙】</p>	<p>4 千葉県防災会議幹事会運営要領<資料1-5></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和<u>4</u>年4月1日から施行する。</p>
23	<p>[災害対策本部関係]</p> <p>2 千葉県災害対策本部要綱<資料1-9></p>	<p>[災害対策本部関係]</p> <p>2 千葉県災害対策本部要綱<資料1-9></p>

ページ	修正案	現行																									
	<p>附 則 この要綱は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和七年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>【修正原稿別紙】</u></p>	<p>附 則 この要綱は、令和六年四月一日から施行する。</p>																									
51	<p>3 千葉県応急対策本部設置要綱<資料1-10></p> <p>附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>【修正原稿別紙】</u></p>	<p>3 千葉県応急対策本部設置要綱<資料1-10></p> <p>附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>																									
73	<p>[応援協定等一覧表]</p> <p>1 応援協定等一覧表<資料1-12></p> <p style="text-align: right;">令和<u>7年8月</u>現在</p> <p><u>【修正原稿別紙】</u></p>	<p>[応援協定等一覧表]</p> <p>1 応援協定等一覧表<資料1-12></p> <p style="text-align: right;">令和<u>6年10月</u>現在</p>																									
116	<p>[災害救助法関係]</p> <p>2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表<資料1-14></p> <p style="text-align: right;">令和<u>7年7月1日</u>現在</p> <p><u>【修正原稿別紙】</u></p>	<p>[災害救助法関係]</p> <p>2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表<資料1-14></p> <p style="text-align: right;">令和<u>5年12月5日</u>現在</p>																									
210	<p>[その他]</p> <p>3 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱資料<資料1-17></p> <p>別表2 関係機関連絡先</p> <p>5. 千葉県内市町村</p> <p style="text-align: right;">(R<u>7.4.1</u>現在)</p> <p><u>【修正原稿別紙】</u></p>	<p>[その他]</p> <p>3 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱資料<資料1-17></p> <p>別表2 関係機関連絡先</p> <p>5. 千葉県内市町村</p> <p style="text-align: right;">(R<u>3.4.1</u>現在)</p>																									
236	<p>[2]防災関係機関一覧</p> <p>1 指定行政機関、指定地方行政機関等 <資料2-1></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>防災担当課</th> <th>郵便 番号</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務省</td> <td>大臣官房総務課</td> <td>100-8926</td> <td>東京都千代田区霞が関2 -1-2</td> <td>03(5253) 5111</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	防災担当課	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号	総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関2 -1-2	03(5253) 5111	<p>[2]防災関係機関一覧</p> <p>1 指定行政機関、指定地方行政機関等 <資料2-1></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>防災担当課</th> <th>郵便 番号</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務省</td> <td>大臣官房総務課</td> <td>100-8926</td> <td>東京都千代田区霞が関2 -1-2</td> <td>03(5253) 5111</td> </tr> <tr> <td colspan="5"><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	防災担当課	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号	総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関2 -1-2	03(5253) 5111	<u>(新規)</u>				
機 関 名	防災担当課	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号																							
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関2 -1-2	03(5253) 5111																							
機 関 名	防災担当課	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号																							
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関2 -1-2	03(5253) 5111																							
<u>(新規)</u>																											

ページ	修正案						現行					
	千葉行政監視行政相談センター	行政監視行政相談課	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-3	043(246)9821							
237	関東農政局	企画調整室 防災・災害・危機管理班	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(740)-0464		関東農政局	企画調整室 防災班	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048(740)0-308	
238	2 指定公共機関<資料2-2>						2 指定公共機関<資料2-2>					
	機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地			機 門 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地		
	NTT東日本㈱	サービス運営部災害対策室	163-8019	東京都新宿区西新宿3-19-2			東日本電信電話㈱	サービス運営部災害対策室	163-8019	東京都新宿区西新宿3-19-2		
	千葉事業部	千葉災害対策室	260-0015	千葉市中央区富士見1丁目12-17 ネクスト サイト千葉ビル5階			千葉事業部	千葉災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-6		
238	佐川急便㈱	東京本社 営業部	136-0075	東京都江東区新砂2-2-8	03(6852)3800		佐川急便㈱	東京本社 CSR推進部	136-0075	東京都江東区新砂2-2-8	03(3699)3340	
238	(一社)AZ-COM ネットワーク						(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク					
239	(特非)全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	事業部	100-0004	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル267-B	080(5961)9213		(新規)					
239	㈱NTTドコモ 千葉支店	首都圏支社 災害対策室 ネットワーク部	100-0071 260-8516	東京都千代田区富士見2丁目10-2 千葉市中央区千葉港7-5	03(6261)7910 043(301)0612		㈱NTTドコモ 千葉支店	災害対策室 ネットワーク部	100-6150 260-8540	東京都千代田区永田町2-11-1 千葉市中央区新町1000	03(5156)1111 043(301)0055	
239	NTTドコモ ビジネス(㈱)	プラットフォームサービス 本部 M&S部 危機管理室	100-0004	東京都千代田区 大手町2-3-4	0570(03)9909		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(㈱) 事業推進部 危機管理室	プラットフォームサービス 本部 事業推進部 危機管理室	100-0004	東京都千代田区 大手町2-3-1	0570(03)9909	
239	ソフトバンク(㈱)	法務・コーポレートガバナンス本部 リスク管理室 リスク対策部					ソフトバンク(㈱)	総務本部総務企画統括部 リスク対策部				
240	3 指定地方公共機関<資料2-3>						3 指定地方公共機関<資料2-3>					
	機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	指定日	機 閨 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	指定日

ページ	修正案							現行																		
		京成電鉄㈱	安全推進部	272-8510	市川市八幡3-3-1	047(712)7135	S38.2.15		京成電鉄㈱	安全推進部	272-8510	市川市八幡3-3-1	047(712)7135	S38.2.15												
		(削除)							新京成電鉄㈱	運輸司令所	273-0192	鎌ヶ谷市くぬぎ山4-1-12	047(389)1146	S53.3.24												
241	千葉県道路公社			道路部企画工務課						千葉県道路公社			道路部工務課													
250	[3] 災害情報関係 [気象等観測] 1 気象庁観測所一覧表<資料3-1> (3) 地域気象観測所（四要素）・地域雨量観測所 ※（観測要素）四は、降水量、気温、風向、風速、湿度を表す。							[3] 災害情報関係 [気象等観測] 1 気象庁観測所一覧表<資料3-1> (3) 地域気象観測所（四要素）・地域雨量観測所 ※（観測要素）四は、降水量、気温、風向、風速、湿度（一部観測所を除く）を表す。																		
252	3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表<資料3-3> ア 雨量観測所 令和7年4月現在 (略) イ 水位観測所 令和7年4月現在 (略) ウ ダムテレメータ（雨量） 令和7年4月現在							3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表<資料3-3> ア 雨量観測所 令和5年4月現在 (略) イ 水位観測所 令和5年4月現在 (略) ウ ダムテレメータ（雨量） 令和3年3月現在																		
254	ウ ダムテレメータ（雨量） <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>観測所名</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>8</td><td>田代</td><td>君津市笠字田代 2027-4</td></tr></tbody></table>							番号	観測所名						位置	8	田代	君津市笠字田代 2027-4	ウ ダムテレメータ（雨量） <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>観測所名</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>8</td><td>田代</td><td>君津市笠字田代 2027-4</td></tr></tbody></table>							番号
番号	観測所名	位置																								
8	田代	君津市笠字田代 2027-4																								
番号	観測所名	位置																								
8	田代	君津市笠字田代 2027-4																								
257	[通信] 1 千葉県防災行政無線通信施設<資料3-5> (1) 防災行政無線地上系回線構成図（令和7年7月現在） 【修正原稿別紙】 (2) 防災行政無線衛星系回線構成図（令和7年7月現在） 【修正原稿別紙】							[通信] 1 千葉県防災行政無線通信施設<資料3-5> (1) 防災行政無線地上系回線構成図（令和4年4月現在） (2) 防災行政無線衛星系回線構成図（令和6年4月現在）																		
277	[その他] 1 警報及び注意報基準表 <資料3-15> 令和7年5月29日現在 【修正原稿別紙】							[その他] 1 警報及び注意報基準表 <資料3-15> 令和6年5月23日現在																		

ページ	修正案	現行																
280	・洪水注意報基準表 【修正原稿別紙】	令和 <u>7年5月29日</u> 現在																
285	・洪水警報基準表 【修正原稿別紙】	令和 <u>7年5月29日</u> 現在																
290	2 災害時に国土地理院が提供する地理空間情報<資料3-16> 令和 <u>7年6月</u> 時点 【修正原稿別紙】	2 災害時に国土地理院が提供する地理空間情報<資料3-16> 令和 <u>2年10月1日</u> 時点																
297	[4] 保健・医療関係 3 医薬品等<資料4-3> (1) 災害用備蓄医薬品等の備蓄場所及び備蓄数量 令和 <u>7年4月1日</u> 現在 (略) (2) 災害用備蓄医薬品の種類及び数量 <u>令和7年4月1日現在</u> 【修正原稿別紙】	[4] 保健・医療関係 3 医薬品等<資料4-3> (1) 災害用備蓄医薬品等の備蓄場所及び備蓄数量 令和 <u>5年9月1日</u> 現在 (略) (2) 災害用備蓄医薬品の種類及び数量																
326	[5] 派遣・輸送・避難関係 4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表<資料5-4> 令和 <u>7年1月1日</u> 現在 【修正原稿別紙】	[5] 派遣・輸送・避難関係 4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表<資料5-4> 令和 <u>6年1月1日</u> 現在																
340	6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所<資料5-6> 令和 <u>7年4月1日</u> 現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 種別</th><th>全体計画</th><th>令和<u>6</u>年度末 実績</th><th>令和<u>7</u>年度以降 残</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険箇所</td><td>819</td><td><u>411</u></td><td><u>408</u></td></tr> </tbody> </table>	年度 種別	全体計画	令和 <u>6</u> 年度末 実績	令和 <u>7</u> 年度以降 残	危険箇所	819	<u>411</u>	<u>408</u>	6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所<資料5-6> 令和 <u>3年4月1日</u> 現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 種別</th><th>全体計画</th><th>令和<u>2</u>年度末 実績</th><th>令和<u>3</u>年度以降 残</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険箇所</td><td>819</td><td><u>400</u></td><td><u>419</u></td></tr> </tbody> </table>	年度 種別	全体計画	令和 <u>2</u> 年度末 実績	令和 <u>3</u> 年度以降 残	危険箇所	819	<u>400</u>	<u>419</u>
年度 種別	全体計画	令和 <u>6</u> 年度末 実績	令和 <u>7</u> 年度以降 残															
危険箇所	819	<u>411</u>	<u>408</u>															
年度 種別	全体計画	令和 <u>2</u> 年度末 実績	令和 <u>3</u> 年度以降 残															
危険箇所	819	<u>400</u>	<u>419</u>															
341	7 各市町村における避難場所・施設の指定状況<資料5-7> 令和 <u>7年12月1日</u> 現在 【修正原稿別紙】	7 各市町村における避難場所・施設の指定状況<資料5-7> 令和 <u>6年7月1日</u> 現在																
356	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [施設] 1 <u>国・県指定文化財(建造物等)</u> ※除:石造物 防災設備設置状況一覧表<資料6-1> 令和 <u>7年5月1日</u> 現在 【修正原稿別紙】	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [施設] 1 文化財防災設備設置状況一覧表<資料6-1> 令和 <u>4年3月1日</u> 現在																

ページ	修正案				現行																																			
	番号	火葬場名称	経営者・管理者・担当課		番号	火葬場名称	経営者・管理者・担当課																																	
360	25	きみさらず聖苑	木更津市 <u>生活環境課</u>		25	きみさらず聖苑	木更津市 <u>生活衛生課</u>																																	
382	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況<資料6-7> 表1 給水車・給水タンク・ポリ容器の保管内訳及び容量 (令和 <u>7</u> 年6月30日現在)	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況<資料6-7> 表1 給水車・給水タンク・ポリ容器の保管内訳及び容量 (令和 <u>6</u> 年6月30日現在)																																						
383	表2 その他の応急給水用資機材等の保有状況 令和 <u>7</u> 年6月30日現在 <table border="1"> <tr> <td>ポリ袋 (6・10ℓ)</td> <td>ペットボトル水 (500ml)</td> <td>キャンバス水槽 (500ℓ)</td> </tr> <tr> <td><u>112,734枚</u></td> <td>30,000本</td> <td>39基</td> </tr> </table>	ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)	<u>112,734枚</u>	30,000本	39基	表2 その他の応急給水用資機材等の保有状況 令和 <u>6</u> 年6月30日現在 <table border="1"> <tr> <td>ポリ袋 (6・10ℓ)</td> <td>ペットボトル水 (500ml)</td> <td>キャンバス水槽 (500ℓ)</td> </tr> <tr> <td><u>113,960枚</u></td> <td>30,000本</td> <td>39基</td> </tr> </table>	ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)	<u>113,960枚</u>	30,000本	39基																										
ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)																																						
<u>112,734枚</u>	30,000本	39基																																						
ポリ袋 (6・10ℓ)	ペットボトル水 (500ml)	キャンバス水槽 (500ℓ)																																						
<u>113,960枚</u>	30,000本	39基																																						
384	表3 復旧用資材の保有量一覧 令和 <u>7</u> 年8月現在 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td>ヤノジョイント Ø700</td> <td><u>1</u></td> <td>割T字管SF型 Ø200×Ø50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単口空気弁(乙) Ø13</td> <td>2</td> <td>鋼管用漏水補修金具 Ø600</td> <td><u>1</u></td> </tr> </table>	品名	数量	品名	数量	ヤノジョイント Ø700	<u>1</u>	割T字管SF型 Ø200×Ø50	1	(略)				単口空気弁(乙) Ø13	2	鋼管用漏水補修金具 Ø600	<u>1</u>	表3 復旧用資材の保有量一覧 令和 <u>6</u> 年8月現在 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td>ヤノジョイント Ø700</td> <td><u>2</u></td> <td>割T字管SF型 Ø200×Ø50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単口空気弁(乙) Ø13</td> <td>2</td> <td>鋼管用漏水補修金具 Ø600</td> <td><u>2</u></td> </tr> </table>	品名	数量	品名	数量	ヤノジョイント Ø700	<u>2</u>	割T字管SF型 Ø200×Ø50	1	(略)				単口空気弁(乙) Ø13	2	鋼管用漏水補修金具 Ø600	<u>2</u>						
品名	数量	品名	数量																																					
ヤノジョイント Ø700	<u>1</u>	割T字管SF型 Ø200×Ø50	1																																					
(略)																																								
単口空気弁(乙) Ø13	2	鋼管用漏水補修金具 Ø600	<u>1</u>																																					
品名	数量	品名	数量																																					
ヤノジョイント Ø700	<u>2</u>	割T字管SF型 Ø200×Ø50	1																																					
(略)																																								
単口空気弁(乙) Ø13	2	鋼管用漏水補修金具 Ø600	<u>2</u>																																					
385	6 市町村(組合、企業団) 営水道給水車両及び機材等の保有状況 <資料6-8> 令和 <u>7</u> 年4月1日現在 【修正原稿別紙】	6 市町村(組合、企業団) 営水道給水車両及び機材等の保有状況 <資料6-8> 令和 <u>6</u> 年4月1日現在																																						
421	[7] ライフライン 3 市町村水道等の補給水利の現況<資料7-3> 令和 <u>7</u> 年4月1日現在 【修正原稿別紙】	[7] ライフライン 3 市町村水道等の補給水利の現況<資料7-3> 令和 <u>6</u> 年4月1日現在																																						
433	[8] 災害危険箇所等、対策事業 [危険箇所] 2 県管理河川等重要水防区域一覧表<資料8-4> 表1 県管理河川等重要水防区域 令和 <u>7</u> 年 <u>7</u> 月現在 【修正原稿別紙】 表2 県管理河川等重要水防区域【震災編】 令和 <u>7</u> 年 <u>7</u> 月現在 【修正原稿別紙】	[8] 災害危険箇所等、対策事業 [危険箇所] 2 県管理河川等重要水防区域一覧表<資料8-4> 表1 県管理河川等重要水防区域 令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月現在 表2 県管理河川等重要水防区域【震災編】 令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月現在																																						

ページ	修正案	現行																																																																								
446	<p>4 海岸法 海岸保全区域一覧表<資料8-6></p> <p>表3 農林水産省所管海岸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>沿岸名</th><th>漁港・海岸名</th><th>所在市町村</th><th>延長(m)</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td><td>千葉東</td><td>栗山川</td><td>横芝光町</td><td>380</td><td>平成 27.5.29 <u>千葉県告示 第416号</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td>千葉東</td><td>片貝</td><td>九十九里町</td><td>1,308</td><td>平成 27.5.29 <u>千葉県告示 第415号</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>9</td><td>千葉東</td><td>御宿岩和田(岩和田)</td><td>御宿町</td><td>300</td><td>令和 元.6.14 <u>千葉県告示 第60号</u></td></tr> <tr> <td>10</td><td>千葉東</td><td>御宿岩和田(御宿)</td><td>御宿町</td><td>156</td><td>令和 元.6.14 <u>千葉県告示 第60号</u></td></tr> </tbody> </table>	No.	沿岸名	漁港・海岸名	所在市町村	延長(m)	区域	4	千葉東	栗山川	横芝光町	380	平成 27.5.29 <u>千葉県告示 第416号</u>	5	千葉東	片貝	九十九里町	1,308	平成 27.5.29 <u>千葉県告示 第415号</u>	(略)						9	千葉東	御宿岩和田(岩和田)	御宿町	300	令和 元.6.14 <u>千葉県告示 第60号</u>	10	千葉東	御宿岩和田(御宿)	御宿町	156	令和 元.6.14 <u>千葉県告示 第60号</u>	<p>4 海岸法 海岸保全区域一覧表<資料8-6></p> <p>表3 農林水産省所管海岸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>沿岸名</th><th>漁港・海岸名</th><th>所在市町村</th><th>延長(m)</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td><td>千葉東</td><td>栗山川</td><td>横芝光町</td><td>380</td><td>平成 4.3.27 <u>千葉県告示 第273号</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td>千葉東</td><td>片貝</td><td>九十九里町</td><td>1,308</td><td>昭和 41.11.1 <u>千葉県告示 第574号</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>9</td><td>千葉東</td><td>御宿岩和田(岩和田)</td><td>御宿町</td><td>300</td><td>昭和 38.12.10 <u>千葉県告示 第594号</u></td></tr> <tr> <td>10</td><td>千葉東</td><td>御宿岩和田(御宿)</td><td>御宿町</td><td>156</td><td>昭和 45.11.4 <u>千葉県告示 第794号</u></td></tr> </tbody> </table>	No.	沿岸名	漁港・海岸名	所在市町村	延長(m)	区域	4	千葉東	栗山川	横芝光町	380	平成 4.3.27 <u>千葉県告示 第273号</u>	5	千葉東	片貝	九十九里町	1,308	昭和 41.11.1 <u>千葉県告示 第574号</u>	(略)						9	千葉東	御宿岩和田(岩和田)	御宿町	300	昭和 38.12.10 <u>千葉県告示 第594号</u>	10	千葉東	御宿岩和田(御宿)	御宿町	156	昭和 45.11.4 <u>千葉県告示 第794号</u>
No.	沿岸名	漁港・海岸名	所在市町村	延長(m)	区域																																																																					
4	千葉東	栗山川	横芝光町	380	平成 27.5.29 <u>千葉県告示 第416号</u>																																																																					
5	千葉東	片貝	九十九里町	1,308	平成 27.5.29 <u>千葉県告示 第415号</u>																																																																					
(略)																																																																										
9	千葉東	御宿岩和田(岩和田)	御宿町	300	令和 元.6.14 <u>千葉県告示 第60号</u>																																																																					
10	千葉東	御宿岩和田(御宿)	御宿町	156	令和 元.6.14 <u>千葉県告示 第60号</u>																																																																					
No.	沿岸名	漁港・海岸名	所在市町村	延長(m)	区域																																																																					
4	千葉東	栗山川	横芝光町	380	平成 4.3.27 <u>千葉県告示 第273号</u>																																																																					
5	千葉東	片貝	九十九里町	1,308	昭和 41.11.1 <u>千葉県告示 第574号</u>																																																																					
(略)																																																																										
9	千葉東	御宿岩和田(岩和田)	御宿町	300	昭和 38.12.10 <u>千葉県告示 第594号</u>																																																																					
10	千葉東	御宿岩和田(御宿)	御宿町	156	昭和 45.11.4 <u>千葉県告示 第794号</u>																																																																					
447	<p>5 高潮浸水想定区域一覧<資料8-7></p> <p>令和7年6月30日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th><th>区域図名</th><th>指定年月日</th><th>関係市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京湾沿岸 [千葉県区間] (県都境～洲崎)</td><td>東京湾沿岸 [千葉県区間] 高潮浸水想定区域図</td><td>令和4年6月 10日</td><td>流山市 松戸市 浦安市 市川市 船橋市 習志野市 千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 鋸南町 南房総市 館山市</td></tr> </tbody> </table>	海岸名	区域図名	指定年月日	関係市町村	東京湾沿岸 [千葉県区間] (県都境～洲崎)	東京湾沿岸 [千葉県区間] 高潮浸水想定区域図	令和4年6月 10日	流山市 松戸市 浦安市 市川市 船橋市 習志野市 千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 鋸南町 南房総市 館山市	<p>5 高潮浸水想定区域一覧<資料8-7></p> <p>令和4年6月10日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th><th>区域図名</th><th>指定年月日</th><th>関係市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京湾沿岸 [千葉県区間] (県都境～洲崎)</td><td>東京湾沿岸 [千葉県区間] 高潮浸水想定区域図</td><td>令和4年6月 10日</td><td>流山市 松戸市 浦安市 市川市 船橋市 習志野市 千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 鋸南町 南房総市 館山市</td></tr> </tbody> </table>	海岸名	区域図名	指定年月日	関係市町村	東京湾沿岸 [千葉県区間] (県都境～洲崎)	東京湾沿岸 [千葉県区間] 高潮浸水想定区域図	令和4年6月 10日	流山市 松戸市 浦安市 市川市 船橋市 習志野市 千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 鋸南町 南房総市 館山市																																																								
海岸名	区域図名	指定年月日	関係市町村																																																																							
東京湾沿岸 [千葉県区間] (県都境～洲崎)	東京湾沿岸 [千葉県区間] 高潮浸水想定区域図	令和4年6月 10日	流山市 松戸市 浦安市 市川市 船橋市 習志野市 千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 鋸南町 南房総市 館山市																																																																							
海岸名	区域図名	指定年月日	関係市町村																																																																							
東京湾沿岸 [千葉県区間] (県都境～洲崎)	東京湾沿岸 [千葉県区間] 高潮浸水想定区域図	令和4年6月 10日	流山市 松戸市 浦安市 市川市 船橋市 習志野市 千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 富津市 鋸南町 南房総市 館山市																																																																							

ページ	修正案				現行				
	<u>千葉東沿岸 (洲崎～県境)</u>	<u>千葉東沿岸高潮 浸水想定区域図</u>	<u>令和7年 6月30日</u>	<u>銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市 東金市 九十九里町 大網白里市 茂原市 白子町 長生村 二宮町 いすみ市 御宿町 勝浦市 鴨川市 南房総市 館山市 東庄町 香取市 神崎町</u>	<u>(新規)</u>				
451	6 地すべり防止区域等<資料8-8> 表4 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所管） 【修正原稿別紙】	6 地すべり防止区域等<資料8-8> 表4 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所管）							
508	10 宅地造成等工事規制区域<資料8-12> <県土整備部 宅地安全課 > 【修正原稿別紙】	10 宅地造成工事規制区域一覧表<資料8-12> <県土整備部 都市計画課 >							
509	[対策事業] 1 国有林内事業計画<資料8-13> 保安林整備計画	[対策事業] 1 国有林内事業計画<資料8-13> 保安林整備計画							
	国有林野施業実施 計画名	年 度	事業区分	面 積	国有林野施業実施 計画名	年 度	事業区分	面 積	
	千葉北部森林計画 区第6次国有林野 施業実施計画	令和5年～ 令和9年	保安林の 整備	—	千葉北部森林計画 区第6次国有林野 施業実施計画	令和5年～ 令和9年	保安林の 整備	—	

ページ	修正案							現行																																														
	千葉南部森林計画 区第 <u>7</u> 次国有林野 施業実施計画		令和 <u>7</u> 年～ 令和 <u>12</u> 年		保安林の 整備		<u>54.</u> <u>41</u> h a		千葉南部森林計画 区第6次国有林野 施業実施計画		令和 <u>2</u> 年～ 令和 <u>6</u> 年		保安林の 整備		<u>167</u> h a																																							
	計						<u>54.</u> <u>41</u> h a	計							<u>167</u> h a																																							
528	3 河川改修に関する治水事業計画表<資料8-15> 表8 河川総合開発事業 (イ) 小櫃川総合開発事業 亀山ダム 君津市川俣地先の二級河川小櫃川水系小櫃川に有効貯水容量1,335万トンの重力式コンクリートダムを築造し、洪水を調節することにより、流域下流の君津市、木更津市及び <u>袖ヶ浦市</u> を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保並びに都市用水の水源確保をはかるものである。 (略) (二) 小櫃川総合開発事業 片倉ダム 君津市 <u>笹字</u> 片倉地先の二級河川小櫃川水系笹川に有効貯水容量654万トンの重力式コンクリートダムを築造し、洪水を調節することにより、流域下流の君津市、木更津市及び <u>袖ヶ浦市</u> を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保並びに都市用水の水源確保をはかるものである。	3 河川改修に関する治水事業計画表<資料8-15> 表8 河川総合開発事業 (イ) 小櫃川総合開発事業 亀山ダム 君津市川俣地先の二級河川小櫃川水系小櫃川に有効貯水容量1,335万トンの重力式コンクリートダムを築造し、洪水を調節することにより、流域下流の君津市、木更津市及び <u>袖ヶ浦市</u> を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保並びに都市用水の水源確保をはかるものである。 (略) (二) 小櫃川総合開発事業 片倉ダム 君津市片倉地先の二級河川小櫃川水系笹川に有効貯水容量654万トンの重力式コンクリートダムを築造し、洪水を調節することにより、流域下流の君津市、木更津市及び <u>袖ヶ浦市</u> を水害から守るとともに、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保並びに都市用水の水源確保をはかるものである。																																																				
531	4 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表 <資料8-16> 表4 道路現況調書（県管理分） R <u>5.</u> 3.31 現在	4 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表 <資料8-16> 表4 道路現況調書（県管理分） R <u>2.</u> 3.31 現在																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">道路種別</th> <th rowspan="3">路線数</th> <th rowspan="3">実延長(Km)</th> <th colspan="3">種類別内訳</th> <th colspan="2">路面別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">橋梁</th> <th>トンネル</th> <th rowspan="2">砂利道(Km)</th> <th rowspan="2">舗装道(Km)</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(km)</th> <th>箇所</th> <th>延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>13</td> <td><u>799.</u> <u>4</u></td> <td><u>586</u></td> <td><u>23.9</u></td> <td><u>71</u></td> <td><u>11.1</u></td> <td>0.0</td> <td><u>799.</u> <u>4</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	路線数	実延長(Km)	種類別内訳			路面別内訳		橋梁		トンネル	砂利道(Km)	舗装道(Km)	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)	一般国道	13	<u>799.</u> <u>4</u>	<u>586</u>	<u>23.9</u>	<u>71</u>	<u>11.1</u>	0.0	<u>799.</u> <u>4</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">道路種別</th> <th rowspan="3">路線数</th> <th rowspan="3">実延長(Km)</th> <th colspan="3">種類別内訳</th> <th colspan="2">路面別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">橋梁</th> <th>トンネル</th> <th rowspan="2">砂利道(Km)</th> <th rowspan="2">舗装道(Km)</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長(km)</th> <th>箇所</th> <th>延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>13</td> <td><u>785.</u> <u>8</u></td> <td><u>595</u></td> <td><u>24.7</u></td> <td><u>69</u></td> <td><u>11.2</u></td> <td>0.0</td> <td><u>785.</u> <u>8</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	路線数	実延長(Km)	種類別内訳			路面別内訳		橋梁		トンネル	砂利道(Km)	舗装道(Km)	箇所	延長(km)	箇所	延長(km)	一般国道	13	<u>785.</u> <u>8</u>	<u>595</u>	<u>24.7</u>	<u>69</u>	<u>11.2</u>	0.0	<u>785.</u> <u>8</u>
道路種別	路線数				実延長(Km)	種類別内訳			路面別内訳																																													
						橋梁		トンネル	砂利道(Km)	舗装道(Km)																																												
		箇所	延長(km)	箇所		延長(km)																																																
一般国道	13	<u>799.</u> <u>4</u>	<u>586</u>	<u>23.9</u>	<u>71</u>	<u>11.1</u>	0.0	<u>799.</u> <u>4</u>																																														
道路種別	路線数	実延長(Km)	種類別内訳			路面別内訳																																																
			橋梁		トンネル	砂利道(Km)	舗装道(Km)																																															
			箇所	延長(km)	箇所			延長(km)																																														
一般国道	13	<u>785.</u> <u>8</u>	<u>595</u>	<u>24.7</u>	<u>69</u>	<u>11.2</u>	0.0	<u>785.</u> <u>8</u>																																														

ページ	修正案										現行									
	計	13	799. 4	586	23.9	71	11.1	0.0	799. 4		計	13	785. 8	595	24.7	69	11.2	0.0	785. 8	
	主要地方道	88	130 6.4	692	25.1	31	4.3	2	130 4.4		主要地方道	89	132 3.8	727	25.2	33	4.4	1.9	132 1.9	
	一般県道	195	119 8	553	24.1	32	3	2.1	119 6		一般県道	195	118 6.5	585	16.9	36	3.4	2.1	118 4.4	
	計	283	250 4.4	1245	49.2	63	7.3	4.1	250 0.4		計	284	251 0.3	1312	42.1	69	7.8	4	250 6.3	
	合計	296	330 3.8	1831	73.1	134	18.4	4.1	329 9.8		合計	297	329 6.1	1907	66.8	138	19	4	329 2.1	

(自転車道を除く)
道路統計年報2024より

(旧道及び自転車道を含む)
(新規)

532	表 6-1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 道路種別：主要地方道										表 6-1 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 道路種別：主要地方道																					
	図面 対象 番号	路線名	規制基準								雨量 観測所 ※1	規制基準																				
			規制基準値				雨量					規制基準値																				
			通行注意		通行止		時間雨量		時間雨量			通行注意		通行止																		
			時間雨量		時間雨量		連続雨量		連続雨量			時間雨量		時間雨量																		
			5		大多喜君津線 (32)		30		<u>上総出張所 (河)</u>			30		月出 (河)																		
							150		<u>(高滝ダム (河))</u>			150		<u>上総出張所 (河)</u>																		
道路種別：一般県道											6		大多喜君津線 (32)		30		月出 (河)															
													150		<u>(大多喜出 張所(河))</u>																	
											図面		路線名		規制基準																	

ページ	修正案						現行							
	対象番号		規制基準値		雨量 観測所 ※1		対象番号	規制基準値		雨量 観測所 ※1				
			通行注意	通行止				通行注意	通行止					
552			時間雨量	時間雨量				時間雨量	時間雨量					
			連続雨量	連続雨量				連続雨量	連続雨量					
			9	加茂木更津線 (160)		30 150	<u>上総出張所</u> <u>(河)</u> <u>(高滝ダム</u> <u>(河))</u>		30 150	<u>月出(河)</u> <u>上総出張所</u> <u>(河))</u>				
			10	(略)										
			11	大多喜里見線 (172)		30 150	<u>大多喜出張所</u> <u>(河)</u> <u>(市野々</u> <u>(河))</u>		30 150	<u>月出(河)</u> <u>(大多喜出</u> <u>張所(河))</u>				
			12	南総月出線 (173)		30 150	<u>高滝ダム</u> <u>(河)</u> (大多喜出 張所(河))		30 150	<u>月出(河)</u> (大多喜出 張所(河))				
552			6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 道路種別：一般国道（指定外）						6-2 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 道路種別：一般国道（指定外）					
			図面 対象 番号	路線名	担当 事務所	規制区間		図面 対象 番号	路線名	担当 事務所	規制区間			
						自 市町村 字 至 市町村 字 (km)	延長 (km)				自 市町村 字 至 市町村 字 (km)	延長 (km)		
			22	465号 バイパス開通区間 を除く	君津	君津市 平田 <u>富津市</u> 上後	9.0	22	465号 バイパス開通区間 を除く	君津	君津市 平田 <u>君津市</u> 上後	9.0		

ページ	修正案	現行																																
556	<p>表 7 道路防災事業計画書</p> <p style="text-align: right;">R7. 4. 1 (単位 : 箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>全体計画</th> <th>R6まで</th> <th>R7以降残</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落石等危険箇所</td> <td>819</td> <td>411</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>耐震対策 を要する 橋梁</td> <td>架替 補強</td> <td>24 297</td> <td>22 119</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 178</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	全体計画	R6まで	R7以降残	落石等危険箇所	819	411	408	耐震対策 を要する 橋梁	架替 補強	24 297	22 119				2 178	<p>表 7 道路防災事業計画書</p> <p style="text-align: right;">R3. 4. 1 (単位 : 箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>全体計画</th> <th>R2まで</th> <th>R3以降残</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落石等危険箇所</td> <td>819</td> <td>400</td> <td>419</td> </tr> <tr> <td>耐震対策 を要する 橋梁</td> <td>架替 補強</td> <td>24 210</td> <td>22 209</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 1</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	全体計画	R2まで	R3以降残	落石等危険箇所	819	400	419	耐震対策 を要する 橋梁	架替 補強	24 210	22 209				2 1
事業種別	全体計画	R6まで	R7以降残																															
落石等危険箇所	819	411	408																															
耐震対策 を要する 橋梁	架替 補強	24 297	22 119																															
			2 178																															
事業種別	全体計画	R2まで	R3以降残																															
落石等危険箇所	819	400	419																															
耐震対策 を要する 橋梁	架替 補強	24 210	22 209																															
			2 1																															
562	<p>9 地すべり防止事業等の概要<資料 8-2-1></p> <p>表 1 地すべり事業実施概要 <u>(削除)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>管内</th> <th>区域指定・ 開始年度</th> <th>地すべり 防止区域 数</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川整備課</td> <td>千葉・ 夷隅 安房・ 君津</td> <td>昭和 33 年度 ～</td> <td>3 2</td> <td>地表水排除工、 地下水排除工</td> </tr> <tr> <td>耕地課</td> <td>安房・ 君津</td> <td>昭和 33 年度 ～</td> <td>5 4</td> <td>地表水排除工、 地下水排除工</td> </tr> </tbody> </table>		管内	区域指定・ 開始年度	地すべり 防止区域 数	事業内容	河川整備課	千葉・ 夷隅 安房・ 君津	昭和 33 年度 ～	3 2	地表水排除工、 地下水排除工	耕地課	安房・ 君津	昭和 33 年度 ～	5 4	地表水排除工、 地下水排除工	<p>9 地すべり防止事業等の概要<資料 8-2-1></p> <p>表 1 地すべり事業実施概要</p> <p>国土交通省所管の地すべり事業は、昭和 33 年度に鴨川市高田地先で着手し、現在までに 22 箇所が概成し、9 箇所で継続して事業中である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>管内</th> <th>区域指定・ 開始年度</th> <th>地すべり 防止区域 数</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耕地課</td> <td>安房・ 君津</td> <td>昭和 33 年度 ～</td> <td>5 4</td> <td>地表水排除工、 地下水排除工</td> </tr> </tbody> </table>		管内	区域指定・ 開始年度	地すべり 防止区域 数	事業内容	(新規)					耕地課	安房・ 君津	昭和 33 年度 ～	5 4	地表水排除工、 地下水排除工		
	管内	区域指定・ 開始年度	地すべり 防止区域 数	事業内容																														
河川整備課	千葉・ 夷隅 安房・ 君津	昭和 33 年度 ～	3 2	地表水排除工、 地下水排除工																														
耕地課	安房・ 君津	昭和 33 年度 ～	5 4	地表水排除工、 地下水排除工																														
	管内	区域指定・ 開始年度	地すべり 防止区域 数	事業内容																														
(新規)																																		
耕地課	安房・ 君津	昭和 33 年度 ～	5 4	地表水排除工、 地下水排除工																														
563	<p>10 ため池等防災事業<資料 8-2-2></p> <p>令和 <u>7年7月1日</u> 現在</p>	<p>10 ため池等防災事業<資料 8-2-2></p> <p>令和 <u>4年3月31日</u> 現在</p>																																